

大学院医療科学研究科（修士課程）

臨床検査学専攻/臨床工学専攻

履修要項

2026年度入学者用



順 天 堂 大 学

目 次

I. 設置の趣旨と人材養成の目的	P. 5
II. ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー	P. 7
III. 履修について	
1. 大学からの連絡・各種手続き・照会について	P. 11
2. シラバスについて	P. 12
3. 学期について	P. 12
4. 授業について	P. 12
5. 休講・補講について	P. 13
6. 履修登録について	P. 13
7. 履修中止申請について	P. 14
8. 再履修について	P. 14
9. 欠席について	P. 14
10. 成績および単位授与・認定について	P. 15
11. 修了要件	P. 17
12. 履修科目一覧・カリキュラムマップ・履修モデル.....	P. 18
13. 修士論文に関連するスケジュール.....	P. 20

IV. 学籍・学費・諸手続きについて

1. 学籍上の氏名と住所等について.....	P. 21
2. 学生証について	P. 22
3. 休学について	P. 22
4. 復学について	P. 23
5. 退学について	P. 23
6. 除籍について	P. 23
7. 学費について	P. 23
8. 事務室窓口業務時間について.....	P. 25

V. 研究等倫理審査申請について

P. 26

VI. 諸規定・要項等

1. 順天堂大学大学院学則	P. 27
2. 順天堂大学大学院医療科学研究科規程.....	P. 43
3. 順天堂大学学位規則	P. 47
4. 順天堂大学大学院医療科学研究科及び学部研究等倫理要綱.....	P. 52
5. ヘルシンキ宣言	P. 53
6. 順天堂大学動物実験等管理規則.....	P. 59

I. 設置の趣旨と人材養成の目的

1. 設置の趣旨

学校法人順天堂は、天保9年に学祖・佐藤泰然が開設した西洋医学塾を起源とし、日本の医学・医療分野の発展に貢献してきた。

本学の学是は「仁」である。「人在りて我在り、他を思いやり、慈しむ心。これ即ち仁」。理念は「不断前進」である。豊かな人間性と高い倫理観を持ち、最善の医療等のサービスを提供するために、現状に満足せず、常に高い目標を目指して努力を続けることのできる人材を育成することを目指している。また、本学では、優秀であれば、国籍、性別、出身校を問わず任用するという学風「三無主義」を確立している。本学に集う者すべてが、この学風を理解し享受し、自己研鑽、競争原理及び相互信頼の基に順天堂人としての連帯感が涵養され、教育研究臨床活動が着実に実践されている。

本学は、8大学院研究科9学部6附属病院からなる「健康総合大学・大学院大学」である。（2026年4月現在）高度な専門教育と研究を行うほか、医学・医療・スポーツ分野の多岐にわたる研究機関を設置している。また6附属病院は総病床数3,559床を擁しており、高度な先進医療から、高齢者医療や精神医療等をカバーし、各附属病院の立地する地域の特性に応じた地域医療の充実を図り、国民の医療ニーズに幅広く対応している。本学では医学・薬学・看護・保健・スポーツ・グローバル社会・データ科学等を担う人材を育成し、専門性を活かした教育研究臨床活動を展開して人々の生命や健康を支え、社会の発展に貢献することを目指している。

2. 養成する人材像

<臨床検査学専攻>

医療の高度化や複雑化が進み、臨床検査技師や臨床検査に係わる専門家に求められる知識やスキルが大幅に増加している。このような要求は、タスクシフトにより、今後さらに拡大することが予想される。臨床検査技師には、このような知識とスキルを、多職種と連携して発揮する必要がある。修士課程における臨床検査学専攻の設置は、次に挙げる4つの要因により、社会的に強く求められている。

第1に、高度な専門知識を修得した臨床検査技師の必要性が高まっていることが挙げられる。医療技術の進歩により、臨床検査に、遺伝子学的手法や分子生物学的手法を用いた高度な検査、質量分析装置をはじめとする様々な分析法を用いた検査が使用されるようになった。また、従来からある微生物学や病理学における形態学的検査では、正確な結果を報告するために豊富な経験が求められるようになっている。さらに、医療施設内での感染予防対策においては、検査法の知識に加えて、耐性菌ができるメカニズムを理解し、感染予防対策の知識を体系的に学ぶことが必要である。最新技術に対応できる専門知識は、臨床検査の実践に応用することができる。

第2に、高度な検査技術を修得した臨床検査技師がまだ不足していることが挙げられる。臨床検査の多くの分野で検査の機械化や自動化は進んだが、確定診断に必要な特殊検査や遺伝子検査、耐性菌の検査は、専門的な技術を持った技師が行う必要がある。また、先進医療を実践するためには、新たな分析系を自施設で確立しなければならない。その際には、高度な専門技術が要求される。このような検査技術は日進月歩であり、将来的に技術レベルが上がってもそれに対応できる人材が必要不可欠である。

第3に、臨床医学で必要とされる高い倫理観を理解し、医療チームの一員として、それを発揮する人材が求められていることが挙げられる。従来は、臨床検査技師は検査結果を報告することによって診断や治療をサポートすることが主な仕事であった。しかし、チーム医療が日常的に行われるようになった現在では、臨床検査技師が診療方針の策定や感染予防対策等の計画立案に関わることが増えている。患者の診療に関わる行為には、高い倫理観と人間性が要求され、実際にそれに基づいた行動を行わなければならない。日常の検査業務でこれらを学ぶ機会は少なく、大学院で学ぶことは医療の質向上に大きく貢献する。

第4に、臨床検査学の視点から研究を進め、新たな検査技術を開発する能力が求められていることが挙げられる。臨床検査の改良や新規検査を創造するためには、現在の検査技術が満たしていないニーズを理解し、新しい解析技術を応用する柔軟な発想が必要である。修士課程では、研究計画を立案し、データを分析して第三者が理解できるようにまとめるための知識と実践力を身に着けることができる。

以上の理由から、臨床検査分野の修士課程を新たに設置することは、医療の高度化に対応し、専門職としての役割を拡大する上で不可欠である。修士課程を通じて、専門知識と研究能力を兼ね備えた人材を輩出することにより、医療現場に、高度で効果的な臨床検査が提供され、医療の質の向上に貢献できる。

なお、一般社団法人 千葉県臨床検査技師会をはじめとする臨床検査技師の各団体からも、本研究科の設置が強く望まれており、その旨を記した要望書が提出されている。

＜臨床工学専攻＞

科学技術の進歩に伴い、高度な機能をもつ医療機器が次々と開発され、それらを安全に操作・管理できる人材の育成が不可欠となっている。特に、臨床工学の領域では、高度に発達した治療機器を中心に、それらに対応可能な高度な知識とスキルを有する人材が求められている。これらの医療機器を用いた治療は、医師、看護師との協働（チーム医療）により成り立っており、タスクシフトを含め、今後この領域に関わる臨床工学技士のニーズはさらに高まるものと予想される。このような背景から、修士課程における臨床工学専攻の設置は、次に挙げる4つの要因により、社会的に強く求められている。

第1に、より高度な専門知識・スキルを持った臨床工学技士等の技術者育成の必要性が高まっている。具体的には、新しいモニターを装備した医療機器が次々と開発されており、それらを安全かつ確実に操作し、治療に有効活用できる人材である。また、近い将来AI（人工知能）やICT（情報通信技術）にもとづく新しい技術を搭載した医療機器が数多く開発されることが容易に予想でき、これらの最新技術に対応できる知識・スキルを体系的に学ぶ場が必要である。これらの最新知識・スキルの習得は、医療機器を活用した高度な治療の実現と、医療の質の向上に寄与する。

第2に、高度な専門知識・スキルを持った臨床工学技士等の技術者の数が十分ではないことが挙げられる。臨床工学技士によって、呼吸補助（人工呼吸器）、人工心肺、血液浄化といった以前からある生命維持管理装置の安全かつ確実な操作・管理が可能となった。一方、救命救急、集中治療分野での技術支援やインターベンション治療、ナビゲーション手術等、新たな対応が必要となった領域が拡大しており、臨床工学技士の絶対数が不足している。さらに、モニターやAI等を搭載した高度な機能を有する新規医療機器に対応する人材はこれから育成する必要がある。

第3に、チーム医療の一員として高い倫理観をもつ人材が求められている。臨床工学技士は、主として治

療機器を扱う関係上、医師、看護師との連携が不可欠である。もちろん機器の操作・管理の役割を担うが、治療中の患者や機器に変化が生じた際、瞬時に他職種との情報共有が求められ、チーム一丸となって安全かつ効果的な対策を講じ、実践しなければならない。そのためには、高い倫理観と人間性が必要であり、患者に不具合や危険が少しでも及ばぬよう、医師、看護師に向けてきちんと情報伝達する能力が臨床工学技士等の医療技術者にも求められる。大学院において、これら倫理観・人間性をさらに深く学ぶ機会が必要である。

第4に、臨床工学の分野における研究活動を進め、新たな医療機器・技術を開発する能力が求められる。治療機器の安全な操作・管理に関する知識・スキルだけでは、新規の医療機器・技術を開発することはできない。開発には、現存する医療機器に足りない機能を明確化し、それを補完するために必要な新たな技術を創出する独創的な発想が必要である。修士課程では、一連の研究手法を修得し、新規技術開発を可能とするより高度な知識と実行力を身につける必要がある。

以上の理由から、臨床工学分野の修士課程を新たに設置することは、医療技術の高度化に対応する専門職としての役割を果たす上で不可欠である。修士課程を通じて、専門知識と研究能力を兼ね備えた人材を輩出することにより、新たな医療機器・技術が開発され、医療の質向上に貢献できる。

なお、公益社団法人 日本臨床工学技士会をはじめとする臨床工学技士の各団体からも、本研究科の設置が強く望まれており、その旨を記した要望書が提出されている。

Ⅱ．ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー

(1) 学位授与の方針（ディプロマポリシー）

本研究科は、学是「仁」と理念「不断前進」に基づき、高度な専門知識と実践能力を備えた医療専門職者、教育者、研究者を育成する。学生は、自己研鑽を続ける姿勢を持ち、医療技術の進化に対応し続けることが求められる。体系的なコースワークを履修した上で、修士論文についての研究の成果の審査及び試験に合格し、所定の年限・単位数等を満たした者を、次に掲げる知識・能力を身につけたものと認め、専攻に応じて、修士（臨床検査学）または修士（臨床工学）の学位を授与する。

<臨床検査学専攻>

DP1：専門知識

臨床検査学における高度な専門知識を修得し、科学的根拠に基づいた臨床検査の実践に応用できる。

DP2：技術的能力

高度な臨床検査技術を修得し、病態分析や感染分析における実践的な技術を発揮できる。

DP3：倫理観と態度

医療倫理を理解し、臨床検査の実践において高い倫理観と人間性を持って行動できる。

DP4：研究能力

科学的方法論を用いて研究課題を設定し、検証する能力を身につけ、課題解決に向けた新たな知見を創出できる。

＜臨床工学専攻＞

DP1：専門知識

臨床工学における高度な専門知識を修得し、医療機器の管理・操作に応用できる。

DP2：技術的能力

高度な医療機器技術を修得し、生体医工学や医療機器開発における実践的な技術を発揮できる。

DP3：倫理観と態度

医療倫理を理解し、臨床工学の実践において高い倫理観と人間性を持って行動できる。

DP4：研究能力

科学的な方法論を用いて研究課題を設定し、検証する能力を身につけ、課題解決に向けた新たな知見を創出できる

(2) カリキュラムポリシー

本研究科の修士課程では、学生にディプロマポリシーに掲げた知識・能力を修得させ、人材養成の目的を達成するため、次に掲げる方針に基づいて教育課程を編成し、実施する。

＜臨床検査学専攻＞

〔教育課程の編成方針〕

CP1:専門知識の深化

臨床検査学における高度な専門知識を修得するために、共通基盤科目として「臨床医学概論」「統計データサイエンス」を配置し、専門基礎科目として「臨床検査学特論」「医療安全管理学特論」を設け、基礎的な知識を強化する。さらに、専門科目は選択可能な2つの領域から構成し、先進臨床検査分析学領域では「病態分析検査学特論Ⅰ」「病態分析検査学特論Ⅱ」「感染分析検査学特論Ⅰ」「感染分析検査学特論Ⅱ」、高度臨床検査技術学領域では「専門臨床検査学特論Ⅰ」「専門臨床検査学特論Ⅱ」「総合臨床検査管理学特論Ⅰ」「総合臨床検査管理学特論Ⅱ」を配置し、各領域での専門性を深める。

CP2:技術的能力の向上

高度な臨床検査技術を修得するために、専門科目として「病態分析検査学特論Ⅰ」「病態分析検査学特論Ⅱ」「感染分析検査学特論Ⅰ」「感染分析検査学特論Ⅱ」及びそれらの演習科目を配置する。

CP3:倫理観と態度の涵養

医療倫理を理解し、高い倫理観を持って行動できるように、「医療倫理学特論」や「多職種連携概論」を共通基盤科目に配置する。

CP4:研究能力の育成

科学的な方法論を用いて研究課題を設定し、検証する能力を身につけるために、「医療科学英語特論」「医療科学研究手法論」「臨床検査学特別研究Ⅰ」「臨床検査学特別研究Ⅱ」を配置する。

〔教育課程の実施方針〕

・講義と演習の組み合わせ

理論と実践を統合するために、講義と演習を組み合わせた授業を実施する。特に、専門科目のそれぞれの領域では実践的な演習を重視し、学生が実際の臨床検査技術を体験しながら学べる環境を提供する。

・多職種連携の理解

多職種連携の重要性を理解するために、講義、ディスカッション、シミュレーションを通じて、臨床データの効果的な伝達や他職種との円滑なコミュニケーションの方法を学ぶ機会を提供する。これにより、学生がチーム医療における自身の役割を認識し、実践的なスキルを身に付けることを支援する。

〔学修成果の評価方法〕

・成績評価

各科目の成績は、筆記試験、レポート、実技試験等を通じて評価する。特に、演習科目では実技試験を重視し、実践能力の向上を図る。

・修士論文の審査

修士論文の審査を通じて、研究能力の達成度を評価する。論文の質、研究の独創性、実施能力を総合的に判断する。

<臨床工学専攻>

〔教育課程の編成方針〕

CP1:専門知識の深化

臨床工学における高度な専門知識を修得するため、共通基盤科目として「臨床医学概論」「統計データサイエンス」を配置し、専門基礎科目として「臨床工学特論」「医療安全管理学特論」を設け、基礎的な知識を強化する。さらに、専門科目は選択可能な3つの領域から構成し、基幹臨床工学領域では「生体医工学特論」「医用データサイエンス特論」、創造臨床工学領域では「生体機能代行技術学特論」「創造治療機器特論」、先進臨床工学領域では「先進治療医学特論」「先進医療機器特論」を配置し、各領域での専門性を深める。

CP2:技術的能力の向上

高度な医療機器技術を修得するために、専門科目の基幹臨床工学領域の科目として「生体医工学特論」「医用データサイエンス特論」及びそれらの演習科目を、創造臨床工学領域の科目として「生体機能代行技術学特論」「創造治療機器特論」及びそれらの演習科目を、先進臨床工学領域の科目として「先進治療医学特論」「先進医療機器特論」及びそれらの演習科目を配置する。

CP3:倫理観と態度の涵養

医療倫理を理解し、高い倫理観を持って行動できるように、「医療倫理学特論」や「多職種連携概論」を共通基盤科目に配置する。

CP4:研究能力の育成

科学的な方法論を用いて研究課題を設定し、検証する能力を身につけるために、「医療科学英語特論」「医療科学研究手法論」「臨床工学特別研究Ⅰ」「臨床工学特別研究Ⅱ」を配置する。

〔教育課程の実施方針〕

・実践的な学びの強化

実際の医療機器を用いた演習やプロジェクトを通じて、実践的な技術を修得する。特に、専門科目のそれぞれの領域では、学生が自ら設計・開発に携わる機会を提供する。

・多職種連携の理解

多職種連携の重要性を理解するために、講義、ディスカッション、シミュレーションを通じて、臨床データの効果的な伝達や他職種との円滑なコミュニケーションの方法を学ぶ機会を提供する。これにより、学生がチーム医療における自身の役割を認識し、実践的なスキルを身に付けることを支援する。

〔学修成果の評価方法〕

・成績評価

各科目の成績は、筆記試験、レポート、実技試験等を通じて評価する。特に、演習科目では実技試験を重視し、実践能力の向上を図る。

・修士論文の審査

修士論文の審査を通じて、研究能力の達成度を評価する。論文の質、研究の独創性、実施能力を総合的に判断する。

(3) アドミッションポリシー

本研究科は、学是「仁」と理念「不断前進」に基づき、高度な専門知識と実践能力を備えた医療専門職者、教育者、研究者を育成することを目的としており。以下に示す知識・技能や能力、目的意識・意欲を備えた学生を入学者として求めている。

<臨床検査学専攻>

〔求める学生像〕

1. 明確な学修・研究の意思

臨床検査学分野の発展のため、大学院で学修・研究する明確な意思を持ち、そのために必要な学力を備えている人。

2. 専門性向上への意欲

保健・医療・福祉の臨床・教育現場での実務経験や他分野からの視点を生かし、臨床検査学分野での専門性の向上を目指す人。

3. 積極的な学修・研究意欲

臨床検査学に高い関心を持ち、学修・研究活動に積極的に取り組む意欲のある人。

4. 社会貢献の意志

臨床検査学における研究・教育活動を通じて社会に貢献する強い意志を持つ人。

〔入学に際し求められる学力の水準〕

1. 専門知識の基礎

臨床検査学に関する基礎的な知識を有し、科学的根拠に基づいた思考ができる。

2. 研究能力の基礎

科学的な方法論を理解し、研究課題を設定し、検証するための基礎的な能力を有する。

3. 英語力

基礎的な英語読解力を有し、国際的な文献を理解する能力を有している。

<臨床工学専攻>

[求める学生像]

1. 明確な学修・研究の意思

臨床工学分野の発展のため、大学院で学修・研究する明確な意思を持ち、そのために必要な学力を備えている人。

2. 専門性向上への意欲

保健・医療・福祉の臨床・教育現場での実務経験や他分野からの視点を生かし、臨床工学分野での専門性の向上を目指す人。

3. 積極的な学修・研究意欲

臨床工学に高い関心を持ち、学修・研究活動に積極的に取り組む意欲のある人。

4. 社会貢献の意志

臨床工学における研究・教育活動を通じて社会に貢献する強い意志を持つ人。

[入学に際し求められる学力の水準]

1. 専門知識の基礎

臨床工学に関する基礎的な知識を有し、科学的根拠に基づいた思考ができる。

2. 研究能力の基礎

科学的な方法論を理解し、研究課題を設定し、検証するための基礎的な能力を有する。

3. 英語力

基礎的な英語読解力を有し、国際的な文献を理解する能力を有している。

Ⅲ. 履修について

1. 大学からの連絡・各種手続き・照会について (JUNTENDO PASSPORT)

本学では、休講・補講、教室変更、各種ガイダンスの実施、レポート提出、論文提出、学生呼び出しなどの諸連絡は、JUNTENDO PASSPORT (J-PASS) を通じて行います。

J-PASSは学生生活をサポートするための統合ポータルサイトです。大学からのお知らせを通知する掲示板や、履修登録、課題・アンケートの提出、住所変更申請、シラバス・成績照会など学生生活に関わる情報を扱っています。

単位取得や修了要件に関わる大事な情報の掲載や、至急のお知らせをする場合があります。J-PASSを見落としがために不利益を被ることがないように、必ずこまめに確認してください。メールアドレスを設定しておけば、新たな情報が掲載された際に携帯電話やスマートフォンに通知させることもで

きます。

詳細は、「JUNTENDO PASSPORT学生用利用ガイド」を確認してください。

※J-PASS利用のためのID・パスワードは入学時に全員に発行します。パスワードは変更せず、大学院修了まで大切に保管してください。パスワードの再発行には2週間ほどかかります。

2. シラバスについて

シラバスには、それぞれの科目の「授業の概要」「受講生の到達目標」「成績評価方法」「授業時間外の学習」等の内容を掲載しています。受講登録を行う前や授業を受ける前には、内容を確認してください。

【シラバス検索URL】 <https://j-pass.juntendo.ac.jp/uprx/up/pk/pky001/Pky00101.xhtml>

※授業管理部署で 浦安・日の出キャンパス（医療科学研究科）を選択し、「検索」ボタンをクリックしてご確認ください。

3. 学期について

1年間の授業は前期（4月1日～9月第4週）と後期（9月第4週～翌3月31日）に大きく分かれ、15週・通年30週の授業を実施しています。詳しくは学年暦をご確認ください。

学期	開講期間
前期	4月1日から9月第4週まで
後期	9月第4週から翌年3月31日まで

※実際の授業実施日は、年度によって若干変更されます。

4. 授業について

本学では、基本的に月曜日から金曜日の間に授業を実施します。ただし、集中講義や暦の関係で不足する曜日の授業は、他の曜日に授業を行う場合があります。

（1）授業の開講形態

開講形態	説 明
通年	1年間を通して開講する授業
前期	前期に開講する授業
後期	後期に開講する授業
集中講義	授業期間外や土曜日などを利用して短期間に集中して開講する授業

(2) 授業時間

本研究科の時間割は以下のとおり設定し開講します。社会人学生のうち、指定された時限での受講が難しい方は、指導教員と相談の上、授業の履修方法を相談することができます。必要に応じて土曜・日曜・祝日に授業等を行う場合があります。なお、演習・研究指導については、教員と学生の合意形成を基に、オーダーメイド型の講義・演習を設定して行うことから、指定された時間割のほか、指導教員と相談の上、時間を選択して指導を受けることができます。

時限	授業時間 (90分)
1	9 : 00～10 : 30
2	10 : 40～12 : 10
3	13 : 10～14 : 40
4	14 : 50～16 : 20
5	16 : 30～18 : 00
6	18 : 10～19 : 40
7	19 : 50～21 : 20

5. 休講・補講について

授業担当教員が病気などで出講できない場合には、休講の措置をとることがあります。休講となった授業については、原則として補講を行います。休講・補講の情報はJ-PASSで確認してください。

6. 履修登録について

単位を修得するためには、履修したい（または履修しなければならない）授業科目を登録（履修登録）する必要があります。登録はJ-PASSを通じて行います。この手続きを怠ると受講できません。

(1) 履修登録の流れ

履修登録

シラバスで授業の内容などを確認しながら、当年度に登録する授業科目を各自で選び、J-PASSで履修登録を行います。授業科目ごとに附番されている番号（授業コード）、開講期間、曜日・時限など間違いがないよう、指定された期間内に確実に手続きを行ってください。

履修科目の選択に当たっては、研究指導教員のアドバイスも踏まえたうえで選択してください。

履修登録科目の確認

各自J-PASS上で、履修登録した科目が誤りなく登録されているか必ず確認してください。

履修登録科目の修正及び最終確認

履修登録した科目の誤りまたは不足があれば、履修登録修正期間内に修正・追加を行ってください。定められた期間内（履修登録期間および履修登録修正期間）であれば自由に修正できますが、期限を過ぎたら一切修正はできません。

(2) 履修登録における注意事項

- ・履修登録をしていない授業科目は、受講ならびに成績評価を受けられず単位を修得することができません。また、合格の成績評価を得た授業科目は、評価のいかんに関わらず、取り消し、再度履修登録することはできません。

- ・ 後期開講科目も忘れずに、毎学年度始めにもれなく実施してください。
- ・ 「選択科目」の登録の際、特に後期開講科目については、前期開講科目での不合格のことも考慮し、余裕をもって登録してください。

7. 履修中止申請について

履修中の科目について、履修登録確認・修正期間（前期：4月／後期：10月）を過ぎてから、病気等やむを得ない理由により、学期の途中で履修を継続することが困難となった場合、履修中止を申請することができます。

（1）申請可能な事由

- ・ 病気・怪我による長期入院のため出席困難となった場合
- ・ 履修登録時に開講日が未定、もしくは登録後の開講日変更により出席困難となった場合
- ・ 集中講義科目
- ・ 勤務シフトの変更、長期出張、転勤等の業務都合により出席困難となった場合
- ・ その他、研究科長が特に履修中止の事由に値すると認めた場合

（2）申請手続きおよび提出期限

- ・ 履修を中止したい事由が発生した場合、速やかに履修中止申請書に必要事項を記入し、内容を証明する書類を添えて事務室へ提出して下さい。提出期限は、当該授業最終回開始前までとします。
- ・ 申請手続きは原則として学生本人が行います。ただし、入院や長期出張等で本人が来課できない場合に限り、代理人の申請も認めます。その場合は事前に事務室まで相談してください。また、やむを得ない事情により提出期限内に提出できない場合も、あらかじめ事務室まで相談してください。

（3）履修中止申請した科目の取扱い

- ・ 履修中止が認められた科目の成績は「W」と表示され、当該年度授業の出席や試験の受験、単位の修得は認められません。
- ・ 履修中止が認められた場合、当該科目はGPA（※）の算出対象とはならず、成績証明書には科目名も成績も記載されません。

（※）GPAの説明はP. 15～16 をご参照ください。

8. 再履修について

単位を修得していなければ1度履修した科目でも再び履修登録することが可能です。

9. 欠席について

本学には公欠の制度はありません。授業の欠席の取り扱いについては、授業担当教員に一任されています。欠席の場合は必ず授業担当教員に連絡・相談して下さい。

10. 成績および単位授与・認定について

(1) 成績評価

成績評価は、シラバスに記載されている成績評価方法に従って行われます。合格した科目は、評価のいかんに関らず、取り消したり、再度履修登録したりすることはできません。

【成績表示】

評価	素点	GP	評価基準	指標
S	100-90	4	到達目標を十分に達成し、極めて優秀である。	合格
A	89-80	3	到達目標を十分に達成している。	
B	79-70	2	到達目標を相応に達成している。	
C	69-60	1	到達目標の最低限は満たしている。	
D	59-0	0	到達目標の最低限の水準を満たしていない。	不合格
F	-	0	受験資格なし（出席不足）	-
W	-	対象外	履修中止申請を行い、承認されたもの。	-
/	-	対象外	評価保留（課題未提出のもの）	-

- ①「S」「A」「B」「C」を合格とし、所定の単位を付与します。
- ②「D」「F」は不合格です。不合格科目については、当該年度の成績通知書にのみ記載され、成績証明書には記載されません。
- ③履修中止が認められた科目の成績は「W」と表示され、当該年度授業の出席や試験の受験、単位の修得は認められません。

(2) 成績発表

授業科目ごとの判定結果は、J-PASSから確認できます。

(3) GPAについて

GPAとはGrade Point Averagの略称であり、成績評価を数値化したものです。4.0～0.0という数字で表され、この数値が高いほど優秀な成績を修めていることになります。

【GPA算出式】

$$\text{GPA（履修科目の成績評価の平均を示す値）} = \frac{\text{（履修した授業科目の単位数} \times \text{GP）の合計}}{\text{総履修単位数}}$$

※GPは上記の【成績表示】の評価によって決まります。

履修登録した科目は、所定期間内に履修中止手続きをしない限りGPAの対象となります。安易な履修放棄はGPAの低下につながります。（成績評価「F」も分母に含まれます。）

（４）成績評価の確認及び異議申し立て

成績評価と自己評価との間に齟齬があり、成績評価が以下に該当すると判断した場合は、成績評価の確認及び異議を申し立てることができます。単に興味本位で申請することは控えてください。

- １）成績の誤記入等、授業担当教員の評価誤りであると思われるもの
- ２）シラバス又は授業担当教員の説明等により周知している成績評価の方法から著しく逸脱した評価であると思われるもの
- ３）その他合理的又は客観的な根拠があるもの

①成績評価の確認方法

成績評価と自己評価との間に齟齬がある場合は、まず、定められた期間内に「成績評価確認願」を事務室窓口へ提出してください。

②成績評価の確認に対する検討結果の通知

「成績評価確認願」を提出した学生には、定められた期間内に、検討結果を通知します。

③成績評価に対する異議申し立ての方法

成績評価確認願の交付を受けた後、その内容になお疑義がある場合は、定められた期間内に「成績評価に関する異議申立書」を事務室窓口へ提出してください。

11. 修了要件（臨床検査学専攻/臨床工学専攻 共通）

修士課程の標準修業年限以上在学し（※1）、必修科目24単位、選択科目3科目6単位以上（※2）、合計30単位以上（※3）を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければなりません。ただし、在学期間については、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとします。

[参考：順天堂大学大学院学則 第6・8条]

（※1）標準修業年限2年（最長4年）

（※2）選択科目の履修登録をする際は、次頁以降の履修モデルを参考に登録を行ってください。

（※3）修了に必要な単位数と要件

科目区分	必修・選択	単位数
共通基盤科目 (2専攻共通)	必修	12単位
専門基礎科目 (専攻ごとに指定されたもの)	必修	4単位
専門科目 (専攻ごとに指定されたもの)	選択	6単位以上
研究指導科目 (専攻ごとに指定されたもの)	必修	8単位
合 計		30単位以上

12. 履修科目一覧・カリキュラムマップ・履修モデル

<臨床検査学専攻>履修科目一覧・カリキュラムマップ

区分		授業科目	年次	期	単位数		授業形態	修了要件	DP1	DP2	DP3	DP4
					必修	選択						
共通基盤科目		医療倫理学特論	1年次	前期	2		講義	必修 12単位			○	
		臨床医学概論	1年次	前期	2		講義		○		○	
		統計データサイエンス	1年次	前期	2		講義		○	○		
		医療科学研究手法論	1年次	前期	2		講義					○
		多職種連携概論	1年次	前期	2		講義				○	
		医療科学英語特論	1年次	前期	2		講義					○
専門基礎科目		臨床検査学特論	1年次	後期	2		講義	必修 4単位	○			
		医療安全管理学特論	1年次	後期	2		講義		○			
専門科目	先進臨床検査分析学領域科目	病態分析検査学特論Ⅰ	1年次	後期		2	講義	選択 3科目 6単位以上	○	○		
		病態分析検査学特論Ⅱ	1年次	後期		2	講義		○	○		
		病態分析検査学演習	2年次	前期		2	演習			○		
		感染分析検査学特論Ⅰ	1年次	後期		2	講義		○	○		
		感染分析検査学特論Ⅱ	1年次	後期		2	講義		○	○		
		感染分析検査学演習	2年次	前期		2	演習			○		
	高度臨床検査技術学領域科目	専門臨床検査学特論Ⅰ	1年次	後期		2	講義		○	○		
		専門臨床検査学特論Ⅱ	1年次	後期		2	講義		○	○		
		専門臨床検査学演習	2年次	前期		2	演習			○		
		総合臨床検査管理学特論Ⅰ	1年次	後期		2	講義		○	○		
		総合臨床検査管理学特論Ⅱ	1年次	後期		2	講義		○	○		
		総合臨床検査管理学演習	2年次	前期		2	演習			○		
研究指導科目		臨床検査学特別研究Ⅰ	1年次	通期	4		演習	必修 8単位				○
		臨床検査学特別研究Ⅱ	2年次	通期	4		演習					○
合計					24	24						

※修了要件及び履修方法

必修科目24単位、専門科目から3科目6単位以上選択必修、合計30単位以上を修得し、修士論文について本研究科が行う審査及び試験に合格することを修了要件とする。

<臨床検査学専攻>履修モデル

		先進臨床検査分析学領域		高度臨床検査技術学領域		単位数
		教員・研究者志望者		病院等の管理者・指導者志望		
		病態分析検査学	感染分析検査学	専門臨床検査学	総合臨床検査管理学	
共通基盤科目	医療倫理学特論	◎	◎	◎	◎	2
	臨床医学概論	◎	◎	◎	◎	2
	統計データサイエンス	◎	◎	◎	◎	2
	医療科学研究手法論	◎	◎	◎	◎	2
	多職種連携概論	◎	◎	◎	◎	2
	医療科学英語特論	◎	◎	◎	◎	2
科目専門基礎	臨床検査学特論	◎	◎	◎	◎	2
	医療安全管理学特論	◎	◎	◎	◎	2
専門科目	病態分析検査学特論Ⅰ	○				2
	病態分析検査学特論Ⅱ	○				2
	病態分析検査学演習	○				2
	感染分析検査学特論Ⅰ		○			2
	感染分析検査学特論Ⅱ		○			2
	感染分析検査学演習		○			2
	専門臨床検査学特論Ⅰ			○		2
	専門臨床検査学特論Ⅱ			○		2
	専門臨床検査学演習			○		2
	総合臨床検査管理学特論Ⅰ				○	2
	総合臨床検査管理学特論Ⅱ				○	2
総合臨床検査管理学演習				○	2	
科目研究	臨床検査学特別研究Ⅰ	◎	◎	◎	◎	4
	臨床検査学特別研究Ⅱ	◎	◎	◎	◎	4
単位数		30	30	30	30	

◎必修

○指導教員の指導のもと選択履修（3科目6単位以上）

<臨床工学専攻>履修科目一覧・カリキュラムマップ

区分	授業科目	年次	期	単位数		DP1	DP2	DP3	DP4
				必修	選択				
共通基盤科目	医療倫理学特論	1年次	前期	2				○	
	臨床医学概論	1年次	前期	2		○		○	
	統計データサイエンス	1年次	前期	2		○	○		
	医療科学研究手法論	1年次	前期	2					○
	多職種連携概論	1年次	前期	2				○	
	医療科学英語特論	1年次	前期	2					○
専門基礎科目	臨床工学特論	1年次	後期	2		○			
	医療安全管理学特論	1年次	後期	2		○			
専門科目	基幹臨床工学領域科目	生体医工学特論	1年次	後期	2	○	○		
		医用データサイエンス特論	1年次	後期	2	○	○		
		基幹臨床工学演習	2年次	前期	2		○		
	創造臨床工学領域科目	生体機能代行技術学特論	1年次	後期	2	○	○		
		創造治療機器特論	1年次	後期	2	○	○		
		創造臨床工学演習	2年次	前期	2		○		
	先進臨床工学領域科目	先進治療医学特論	1年次	後期	2	○	○		
		先進医療機器特論	1年次	後期	2	○	○		
		先進臨床工学演習	2年次	前期	2		○		
研究指導科目	臨床工学特別研究Ⅰ	1年次	通期	4					○
	臨床工学特別研究Ⅱ	2年次	通期	4					○
合計				24	18				

※修了要件及び履修方法

必修科目24単位、専門科目から3科目6単位以上選択必修、合計30単位以上を修得し、修士論文について本研究科が行う審査及び試験に合格することを修了要件とする。

<臨床工学専攻>履修モデル

		基幹臨床工学領域		創造臨床工学領域		先進臨床工学領域		単位数
		教員・研究者 志望者	病院等の管理 者・指導者 志望者	教員・研究者 志望者	病院等の管理 者・指導者 志望者	教員・研究者 志望者	病院等の管理 者・指導者 志望者	
共通基盤科目	医療倫理学特論	◎	◎	◎	◎	◎	◎	2
	臨床医学概論	◎	◎	◎	◎	◎	◎	2
	統計データサイエンス	◎	◎	◎	◎	◎	◎	2
	医療科学研究手法論	◎	◎	◎	◎	◎	◎	2
	多職種連携概論	◎	◎	◎	◎	◎	◎	2
	医療科学英語特論	◎	◎	◎	◎	◎	◎	2
専門基礎科目	臨床工学特論	◎	◎	◎	◎	◎	◎	2
	医療安全管理学特論	◎	◎	◎	◎	◎	◎	2
専門科目	生体医工学特論	○	○					2
	医用データサイエンス特論	○	○					2
	基幹臨床工学演習	○	○					2
	生体機能代行技術学特論			○	○			2
	創造治療機器特論			○	○			2
	創造臨床工学演習			○	○			2
	先進治療医学特論					○	○	2
	先進医療機器特論					○	○	2
	先進臨床工学演習					○	○	2
研究指導科目	臨床工学特別研究Ⅰ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	4
	臨床工学特別研究Ⅱ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	4
単位数		30	30	30	30	30	30	

◎必修

○指導教員の指導のもと選択履修（3科目6単位以上）

13. 修士論文に関連するスケジュール

修士論文に関連するスケジュール（書類提出を含む）は、原則として以下のとおりです。

【1年次】

時期	内容	提出書類等
4月	入学 履修指導（※） 履修ガイダンス・登録 研究倫理教育の受講	履修登録（Jpass上で実施） 研究倫理共通教育プログラム（eラーニングプログラム（eAPRIN））修了証（PDF）
5月	研究計画の立案 研究計画書の作成（※） 倫理委員会申請書作成（※）	研究計画書 倫理委員会申請書 （以下の書類は該当する者のみ） 研究等倫理審査対象外認定申請書 研究等倫理審査申請書 動物実験計画書
6月	倫理審査委員会受審	
7月	研究開始（倫理審査承認後）	
8月	研究実施	
9月	研究実施	
10月	研究実施	
11月	研究実施	（研究指導教員は、論文審査委員の指名・研究科長に報告）
12月	研究実施	
1月	研究実施	
2月	研究進捗状況報告書提出（1年次の成績評価に用いられる）	研究進捗状況報告書 （研究指導教員は、研究進捗状況の確認と指導を実施）
3月	研究実施	（研究指導教員は、研究指導報告書を作成）

（※）研究指導教員の指導あり

【2年次】

時期	内容	提出書類等
4月	研究実施	
5月	研究実施	
6月	研究実施	
7月	研究実施	
8月	研究実施	
9月	中間発表	(研究指導教員は、指摘された問題点解決について指導)
10月～11月	修士論文提出準備	(研究指導教員は指導)
12月	学位申請 修士論文提出 修士論文審査(口頭試問)	学位審査申請書 修士論文(※研究指導教員は、口頭試問に向けて指導) 和文・英文抄録
1月	修正論文審査(口頭試問)	
2月 2月中旬	修正論文審査(口頭試問) 論文審査 論文発表会(最終試験)	
3月	修了・学位授与	

※研究実施期間は、研究指導教員による指導を随時受けるようにしてください。

※提出書類の書式及び提出方法については、提出時期に改めてご案内いたします。

IV. 学籍・学費・初手続きについて

1. 学籍上の氏名と住所等について

(1) 学籍について

「学籍」とは、大学での所属を示すものです。学籍は、入学によって発生し、修了、退学または除籍によって喪失します。

(2) 学籍上の氏名

本学が交付する各種証明書等の氏名は、原則として戸籍上の氏名（日本国籍を有しない者については、住民票または旅券（パスポート）に記載のある氏名）に基づいて取り扱います。無断で学籍上の氏名を改めたり、通称名を用いることはできません。戸籍上の氏名に変更が生じた場合や、氏名変更後も引き続き旧姓使用を希望する場合は、事務室に申し出てください。研究科委員会で審議の上、その使用を認める場合があります。

(3) 住所等の変更手続き

変更箇所があれば、J-PASSで各自修正してください。変更箇所のみ入力してください。また、変更理由を必ず入力してください。

J-PASSで変更できる項目

- ・ 学生連絡先
- ・ 保証人氏名（保証人の変更も可）
- ・ 保証人連絡先

上記以外の変更については、大学院担当共通メールアドレス ms-grad@juntendo.ac.jpまでご連絡ください。

2. 学生証について

(1) 学生証とは

学生証は、本学の学生であることを証明する大切なものです。在学中は常に携帯してください。

キャンパス内の一部の施設に入室する際、学生証が必要な場所があります。登校時は必ず持参してください。

※通学定期券購入用の「シール」は学生証の裏面に必ず貼ってください。シールの貼付がない学生証は無効です。

(2) 学生証の再発行

紛失の際は、事務室にて再発行を申請してください。（有料）

再発行まで1週間ほどかかります。

(3) 学籍番号

入学を許可した者に学籍番号を付与します。学籍番号は学生証に記載されますが、試験時、書類提出時、各種証明書の発行時等に必要となりますので、覚えておくとう便利です。原則として在籍中も修了後も変わりません。

学籍番号（7桁）の構成

○	○	●	●	◇	×	×
---	---	---	---	---	---	---

○○：臨床検査学専攻「93」/臨床工学専攻「96」

●●：入学年度（西暦）の下2桁

◇：修士課程（M）「0」

××：個人番号

例）臨床検査学専攻、修士課程（M）、2026年度入学、個人番号01の場合、学籍番号は「9326001」となります。

3. 休学について

＜参考：順天堂大学大学院学則 第21～24・29条、順天堂大学大学院医療科学研究科規程 第8条＞

病気その他やむを得ない事由により、学修することができない場合には、所定の「休学願」（保証人連署）に「休学の必要性を証明する書類」を添えて願い出て、学長の許可を得て休学することができます。

- (1) 休学期間は1年以内とします。ただし、特別な事情がある場合には更に1年以内に限り、その期間を延長することができます。
- (2) 休学期間は在学年数に算入しません。
- (3) 学長が特に必要と認めた者には、休学を命ずることがあります。
- (4) 休学とするには、当該年度の学費が完納されている必要があります。
- (5) 入学1年目は、休学期間中も正規の学費がかかります。2年目以降は、休学期間に応じて学費等の減免を受けることができます。

4. 復学について

＜参考：順天堂大学大学院学則 第22・29条＞

休学期間が満了した場合、または休学期間中であっても、その事由が消滅した場合には、所定の「復学願」（保証人連署）をもって願い出て、学長の許可を得て復学することができます。

（復学の理由によっては、証明書類が必要になる場合があります。）

5. 退学について

＜参考：順天堂大学大学院学則 第25・29条＞

病気、その他の理由で学業継続が困難となり退学する場合は、所定の「退学願」（保証人連署）を提出してください。退学届が提出されず時期が経過すると、一定の期間をもって除籍となりますので注意してください。

休学期間中に退学する場合は、受理日をもって処理します。

6. 除籍について

＜参考：順天堂大学大学院学則 第26条＞

以下のいずれかに該当する者は除籍となり、本学大学院生の身分を失います。

- (1) 死亡または行方不明の者
- (2) 病気その他の理由により成業の見込のないと認められる者
- (3) 在学年限を超えた者
- (4) 休学期間の上限を超え、(3)の在学期間を超えた者
- (5) 学費その他の納入金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

7. 学費について

＜参考：順天堂大学大学院学則 第26・30条＞

(1) 本大学院における学費（年額）は次のとおりとします。

	1 年次	2 年次以降
入学金	200,000円	—
授業料	575,000円	575,000円
施設設備費	50,000円	50,000円
合 計	825,000円	625,000円

(2) 学費の納入方法・納入期日

学費納入案内は、大学に届け出ている本人自宅住所宛に送付します。期日までに金融機関から振り込んで下さい。なお、納入期日は下表のとおりです。

納入する学費	納入期日
1 年次の学費	受験日程別に定められた入学手続き期間
2 年次以降の学費	4 月 1 日から 4 月 3 0 日まで

(3) 学費の分納について

授業料ならびに施設設備費については、分納（半額ずつ納入）することができます。
分納する場合、残額の納入期日は9月1日から9月30日までとなります。

(4) 学費未納による除籍について

学費が所定の期日までに納入されず、督促してもなお納入しない者は、学費未納による除籍となります。必ず期日までに納入するようにして下さい。

(5) 奨学金制度

「日本学生支援機構」による奨学金の他、本学出身者、教職員、外国人留学生に対する奨学金制度があります。事務室までご相談下さい。

8. 事務室窓口業務時間について

事務室窓口の業務時間、休業日及び連絡先は、以下のとおりです。

▼受付時間

平日： 9時00分～17時00分

▼休業日

土曜・日曜・祝祭日・年末年始休業期間（12月29日～1月3日）・創立記念日（5月15日）

▼連絡先

電話番号：047-354-3311（代表）

e-mail：ms-grad@juntendo.ac.jp

問い合わせは原則としてメールにてお願いします。履修登録期間等の繁忙期、及び問合せの内容等によっては、翌日以降の返信となることもあります。

V. 研究等倫理審査申請について

＜参考：順天堂大学大学院医療科学研究科及び学部研究等倫理要綱＞

＜参考：ヘルシンキ宣言＞

＜参考：順天堂大学動物実験等管理規則＞

研究内容によって、ヒトを対象とする研究や、動物実験を伴うものがあります。それらを実施する場合、あらかじめ審査を受ける必要があります。指導教員の指示のもと、以下の申請書類のうち該当するものを提出して審査を受けてください。

[申請書類]

- ・研究等倫理審査申請書 等（ヒトを対象とする研究等を行う場合）

※書式は別途ご案内します。

- ・動物実験計画書（動物を対象とした実験を行う場合）

※書式が必要な場合は、事務室へお申し出ください。

- ・研究等倫理審査対象外認定申請書（ヒトや動物を対象とした実験・調査を行わない文献研究の場合）

※書式は別途ご案内します。

VI. 諸規定・要項等

第1節 総則

第1条 順天堂大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、医学、スポーツ健康科学、医療看護学、理学療法学、診療放射線学、国際教養学、健康データサイエンス、臨床検査学、臨床工学及び薬学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的及び使命とする。

2 本大学院は、研究科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を別に定める。

第1条の2 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、内部質保証について必要な体制をとり、本大学院における教育研究活動等の状況について、自己点検・評価を行い、改善・向上に努めるものとする。

2 本大学院の内部質保証に関し必要な体制については、別に定める。

第2条 本大学院に博士課程、前期課程と後期課程を含む博士課程及び修士課程を置く。

2 博士課程及び博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 博士前期課程及び修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

第2節 組織

第3条 本大学院に、医学研究科、スポーツ健康科学研究科、医療看護学研究科、保健医療学研究科、国際教養学研究科、健康データサイエンス研究科、医療科学研究科及び薬学研究科を置く。

2 医学研究科長は医学部長が、スポーツ健康科学研究科長はスポーツ健康科学部長が、医療看護学研究科長は医療看護学部長が、保健医療学研究科長は保健医療学部長が、国際教養学部長が、健康データサイエンス研究科長は健康データサイエンス学部長が、また医療科学研究科長は医療科学部長が、また薬学研究科長は薬学部長が兼ねるものとし、場合によりこれを分けることができるものとする。

第4条 各研究科には、それぞれ次の課程及び専攻を置く。

研究科	課 程	専 攻
医学研究科	修士課程	医科学専攻
	博士課程	医学専攻
スポーツ健康科学研究科	博士前期課程	スポーツ健康科学専攻
	博士後期課程	
医療看護学研究科	博士前期課程	看護学専攻
	博士後期課程	
保健医療学研究科	博士前期課程	理学療法学専攻
		診療放射線学専攻
	博士後期課程	理学療法学専攻
		診療放射線学専攻
国際教養学研究科	修士課程	国際教養学専攻
	博士後期課程	
健康データサイエンス研究科	博士前期課程	健康データサイエンス専攻
	博士後期課程	
医療科学研究科	修士課程	臨床検査学専攻
		臨床工学専攻
薬学研究科	博士課程	薬学専攻

第3節 入学定員及び収容定員

第5条 本大学院の入学定員及び収容定員は、次の通りとする。

研究科		専攻	入学定員	収容定員
医学研究科	修士課程	医科学専攻	60名	120名
	博士課程	医学専攻	180名	720名
	合計		240名	840名
スポーツ健康科学研究科	博士前期課程	スポーツ健康科学専攻	70名	140名
	博士後期課程		10名	30名
	合計		80名	170名
医療看護学研究科	博士前期課程	看護学専攻	29名	58名
	博士後期課程		12名	36名
	合計		41名	94名
保健医療学研究科	博士前期課程	理学療法学専攻	8名	16名
		診療放射線学専攻	8名	16名
	博士後期課程	理学療法学専攻	4名	12名
		診療放射線学専攻	4名	12名
	合計		24名	56名
国際教養学研究科	修士課程	国際教養学専攻	5名	10名
	博士後期課程		3名	9名
	合計		8名	19名
健康データサイエンス研究科	博士前期課程	健康データサイエンス専攻	20名	40名
	博士後期課程		6名	18名
	合計		26名	58名
医療科学研究科	修士課程	臨床検査学専攻	5名	10名
		臨床工学専攻	5名	10名
	合計		10名	20名
薬学研究科	博士課程	薬学専攻	5名	20名
	合計		5名	20名

第4節 修業年限、在学年限、在学期間、学年、学期

第6条 本大学院の修業年限は、次の通りとする。ただし、主科目担当教授又は研究指導教員を経て研究科長に願い出て学長の許可を得た場合には、次の通り在学年限を延長することができる。

研究科		修業年限	在学年限
医学研究科	修士課程	2年	4年
	博士課程	4年	8年
スポーツ健康科学研究科	博士前期課程	2年	4年
	博士後期課程	3年	6年
医療看護学研究科	博士前期課程	2年	4年
	博士後期課程	3年	6年
保健医療学研究科	博士前期課程	2年	4年
	博士後期課程	3年	6年
国際教養学研究科	修士課程	2年	4年
	博士後期課程	3年	6年
健康データサイエンス研究科	博士前期課程	2年	4年
	博士後期課程	3年	6年
医療科学研究科	修士課程	2年	4年
薬学研究科	博士課程	4年	8年

2 修士課程の在学期間は、前項にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

3 博士課程の在学期間は、第1項にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

- 4 博士前期課程における在学期間は、第1項にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 5 博士後期課程における在学期間は、第1項にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、2年以上在学すれば足りるものとする。
- 6 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、学長は本大学院において必要と認めるときは、学年の始期及び終期を変更することができる。
- 7 学年を次の学期に区分する。ただし、学長は本大学院において必要と認めるときは、各学期の始期及び終期を変更することができる。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 8 1年間の授業日時数は、各研究科において毎年度研究科長が定める。
- 第6条の2 研究科は、その定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、それぞれの課程の修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
- 2 前項の規定により長期履修を認めることのできる期間は、在学年限の範囲内とする。
 - 3 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第6条の3 修士課程及び博士前期課程における修業年限は、第6条第1項にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、1年以上2年未満の期間とすることができる。

- 2 前項の研究科、専攻又は学生の履修上の区分とその修業年限及び在学年限は次のとおりとする。

研究科、専攻又は学生の履修上の区分	修業年限	在学年限
スポーツ健康科学研究科 博士前期課程	1年	2年
スポーツ健康科学専攻 1年制コース		

第5節 授業科目・系及び履修方法

第7条 医学研究科修士課程医科学専攻における授業科目は、順天堂大学大学院医学研究科規程の定めるところによる。

- 2 医学研究科博士課程医学専攻における専攻系は次の通りとし、授業科目は、順天堂大学大学院医学研究科規程の定めるところによる。

専攻	系
医学専攻	環境と人間 人体の生命機能 人体の再生・再建 寄付講座

- 3 スポーツ健康科学研究科、医療看護学研究科、保健医療学研究科、国際教養学研究科、健康データサイエンス研究科、医療科学研究科及び薬学研究科における授業科目は、順天堂大学大学院各研究科規程の定めるところによる。

第8条 授業科目・系の履修方法及び修了要件は、次の通りとする。

- (1) 医学研究科修士課程においては、所要科目を履修して30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
- (2) 医学研究科博士課程においては、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、独創的研究に基づく学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。副科目及び選択科目の履修については、あらかじめ主科目担当教授の指導を受けなければならない。
- (3) スポーツ健康科学研究科博士前期課程においては、必修科目12単位、選択科目18単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
- (4) スポーツ健康科学研究科博士後期課程においては、必修科目8単位、選択科目2単位以上、合計10単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。

導を受けなければならない。

- (5) 医療看護学研究科博士前期課程においては、共通科目から必修4単位を含み8単位以上、専門科目から10単位以上及び演習・研究指導から必修4単位を含み8単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文又は課題研究論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
- (6) 医療看護学研究科博士後期課程においては、必修14単位、専門科目から4単位以上、合計18単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
- (7) 保健医療学研究科博士前期課程においては、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
- (8) 保健医療学研究科博士後期課程においては、10単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
- (9) 国際教養学研究科修士課程においては、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文又は特定の課題についての研究成果を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
- (10) 国際教養学研究科博士後期課程においては、必修科目18単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。
- (11) 健康データサイエンス研究科博士前期課程においては、必修科目11単位、選択科目19単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
- (12) 健康データサイエンス研究科博士後期課程においては、必修科目12単位、選択科目8単位以上、合計20単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
- (13) 医療科学研究科修士課程においては、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
- (14) 薬学研究科博士課程においては、32単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
- 2 その他履修方法の細目は、別に定める。
- 3 研究科において教育上有益と認めるときは、本学大学院の他研究科又は他の大学院の許可を得て、学生に当該研究科又は他の大学院の授業科目を履修させることができる。
- 4 研究科において教育上有益と認めるときは、研究科の定めるところにより、学生が休学することなく外国の大学の大学院において授業科目を履修し、単位を取得することを許可することがある。外国の大学において修学する期間は原則1年を限度とし、在学年数に算入する。ただし、医学研究科博士課程については原則2年間を上限として在学年数に算入することがある。
- 5 研究科において教育上有益と認めるときは、研究科の定めるところにより、学生に、外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することを許可することがある。
- 6 第4項に定めるもののほか、研究科が教育上有益と認めるときは、研究科の定めるところにより、学生が休学期間中に外国の大学の大学院において授業科目を履修し取得した単位を、研究科における相当する授業科目の履修により修得したものと見なすことができる。
- 7 第3項から前項の規定により履修した科目について修得した単位は、研究科の定めるところにより、研究科における科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。

8 他の大学院の授業科目履修に関する細目は、各研究科において定める。

第8条の2 研究科において教育上有益と認めるときは、研究科の定めるところにより、学生が本学大学院に入学する前に本学又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条で準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。

3 前項及び前条第7項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位のうち、本学大学院において修得した単位以外のものについては、合わせて20単位を超えないものとする。

4 第1項の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学大学院の修士課程又は博士課程（博士後期課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

第8条の3 研究科において教育上特別の必要があるときは、各研究科の定めるところにより、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第8条の4 研究科において教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第9条 教育職員免許法第5条第1項別表第1の定めによる中学校教諭の専修免許状又は高等学校教諭の専修免許状授与申請に必要な単位の修得については、別に定める。

第6節 課程修了の認定

第10条 各授業科目履修の認定は、筆答又は口頭試問あるいは研究報告等により、学期〔前期・後期〕末又は学年末に、担当教員が行うものとする。ただし、病気その他やむを得ない事由により、正規の試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

第11条 各授業科目の成績は、合格及び不合格の2種とする。ただし、不合格の授業科目については、事情により、次の試験期に受験することができる。

第12条 （削除）

第13条 博士又は修士の学位論文の審査及び最終試験に関しては、別に定める。

第7節 学位

第14条 本大学院の各研究科において各課程の所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者には、その課程に応じ次の学位を授与する。

医学研究科	修士課程	医科学専攻	修士（医科学） 修士（公衆衛生学）
	博士課程	医学専攻	博士（医学）
スポーツ健康科学研究科	博士前期課程	スポーツ健康科学専攻	修士（スポーツ健康科学）
	博士後期課程		博士（スポーツ健康科学）
医療看護学研究科	博士前期課程	看護学専攻	修士（看護学）
	博士後期課程		博士（看護学）
保健医療学研究科	博士前期課程	理学療法学専攻	修士（理学療法学）
		診療放射線学専攻	修士（診療放射線学）
	博士後期課程	理学療法学専攻	博士（理学療法学）
		診療放射線学専攻	博士（診療放射線学）
国際教養学研究科	修士課程	国際教養学専攻	修士（国際教養学）
	博士後期課程		博士（国際教養学）
健康データサイエンス研究科	博士前期課程	健康データサイエンス専攻	修士（健康データサイエンス学）

	博士後期課程		博士（健康データサイエンス学）
医療科学研究科	修士課程	臨床検査学専攻	修士（臨床検査学）
		臨床工学専攻	修士（臨床工学）
薬学研究科	博士課程	薬学専攻	博士（薬学）

第15条 前条の規定により博士の学位を授与される者と同等以上の内容を有する論文を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ専攻学術に関し同様に広い学識を有することを試問により各研究科委員会において確認された者に対しても、博士の学位を授与することができる。

第16条 学位に関する必要事項は、別に定める。

第8節 入学、休学、復学、退学、除籍、転学及び賞罰

第17条 入学の時期は、学年の始めとする。

第18条 医学研究科修士課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法に定める大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 本大学院が学校教育法に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 医学研究科博士課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法に定める大学の医学、歯学又は獣医学の課程を卒業した者
 - (2) 外国において学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学又は獣医学）を修了した者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 大学（医学、歯学又は獣医学を履修する課程に限る。）に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程（医学、歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。）を修了し、本大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (5) 本大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
- 3 スポーツ健康科学研究科博士前期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法に定める大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 本大学院が学校教育法に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 4 スポーツ健康科学研究科博士後期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 学校教育法施行規則第156条により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりである。
 - ア 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
 - イ 文部科学大臣の指定した者
 - ウ 本大学院が修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- 5 医療看護学研究科博士前期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法に定める大学の看護学又は保健学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項により学士（看護学又は保健学）の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者（最終の課程は看護学又は保健学）
 - (4) 文部科学大臣の指定した者（最終の課程は看護学又は保健学）
 - (5) 本大学院が学校教育法に定める大学の看護学又は保健学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 6 医療看護学研究科博士後期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

する。

- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 学校教育法第104条第7項により修士の学位を授与された者
 - (3) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 本大学院が個別の入学資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で24歳に達した者
- 7 保健医療学研究科博士前期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法に定める大学の理学療法学又は診療放射線学に関連する分野を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項により学士（理学療法学又は診療放射線学に関連する分野）の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者（最終の課程は理学療法学又は診療放射線学に関連する分野）
 - (4) 文部科学大臣の指定した者（最終の課程は理学療法学又は診療放射線学に関連する分野）
 - (5) 本大学院が学校教育法に定める大学の理学療法学又は診療放射線学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 8 保健医療学研究科博士後期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士（理学療法学又は診療放射線学に関連する分野）の学位を有する者
 - (2) 学校教育法第104条第7項により修士（理学療法学又は診療放射線学に関連する分野）の学位を授与された者
 - (3) 外国において修士（理学療法学又は診療放射線学に関連する分野）の学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者（最終の課程は理学療法学又は診療放射線学に関連する分野）
 - (5) 本大学院が個別の入学資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で24歳に達した者
- 9 国際教養学研究科修士課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法に定める大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 本大学院において、個別の入学資格審査により、学校教育法に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 10 国際教養学研究科博士後期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 11 健康データサイエンス研究科博士前期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法に定める大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 本大学院が学校教育法に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 12 健康データサイエンス研究科博士後期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者

- (2) 学校教育法第104条第7項により修士の学位を授与された者
 - (3) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 本大学院が個別の入学資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で24歳に達した者
- 13 医療科学研究科修士課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法に定める大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第7項により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 本大学院が学校教育法に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 14 薬学研究科博士課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法に定める大学の6年制の薬学、医学、歯学又は獣医学の課程を卒業した者
 - (2) 薬学系（薬科学、創薬科学）の修士課程又は理学系、工学系、農学系、人文社会科学系等の大学院修士課程を修了した者
 - (3) 外国において学校教育における18年の課程（最終の課程は薬学、医学、歯学又は獣医学）を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 本大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
- 第19条 学長は、入学志願者に対しては、学力試験等を行い、選考の上、研究科委員会の意見を聞いた上で、入学を許可する。
- 2 前項の選抜方法時期等については、その都度定める。
- 第20条 入学を許可された者は、指定期日までに本学所定の書類を提出し、入学金及び第9節に定める学費を納めなければならない。この手続きを行わないときは、入学許可を取り消すことがある。
- 第20条の2 保証人は、父又は母、若しくは父母が保証人となることができない場合は学費を支弁する者とし、学生の在学中その一身に関する事項について一切の責任を負うとともに、第30条に定める学費及び手数料の納入責任を連帯して引き受けるものとする。
- 2 保証人の変更、転居など異動が生じたときは直ちに届出なければならない。
- 第21条 病気その他やむを得ない事由により、学習することができない場合は、その事由を具し、保証人連署の上、主科目担当教授又は研究指導教員を経て研究科長に願い出て学長の許可を得た場合は、当該学期又は学年の終わりまで休学することができる。
- 第22条 休学期間が満了した場合、又は休学期間中であっても、その事由が消滅した場合には、保証人連署の願書を提出し、学長の許可を得て復学することができる。
- 第23条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、更に1年以内を限って、その期間を延長することができる。休学期間は、在学年数に算入しない。
- 第24条 学長は、特に必要と認めた者には、休学を命ずることがある。
- 第25条 学生が退学しようとするときは、その事由を具し、保証人連署の上、主科目担当教授又は研究指導教員を経て研究科長に願い出て、学長の許可を受けなければならない。
- 第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、研究科の審議を経て学長が除籍する。
- (1) 死亡又は行方不明の者
 - (2) 病気その他の理由により成業の見込のないと認められる者
 - (3) 第6条による在学年限を超えた者
 - (4) 第23条による休学期間を超え、(3)項の在学期間を超えた者
 - (5) 学費その他の納入金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- 第27条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、その事由を具し、主科目担当教授又は研究指導教員を経て研究科長に転学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。
- 第28条 他の大学の大学院学生が、本大学院に転学しようとするときは、当該学長の紹介状を付し、転学願を提出しなければならない。
- 2 前項の場合は、欠員あるときに限り、選考の上許可することがある。
- 第29条 病気による休学、復学又は退学の願い出の際は、原則として、本学教員（医師）の作成した診

断書を添付しなければならない。

第29条の2 学生で、他の範とするに足る者があるときは、これを表彰することができる。

第29条の3 学生で、学生の本分にもとり、本学則その他学生に関する諸規則に反し、または本学の秩序を乱し、あるいは本学の名誉を傷つける言動ある者は、これを懲戒に処する。

第29条の4 懲戒は、これを分けて譴責、停学及び退学の3種とする。ただし、懲戒による退学は、次の各号の一に該当する者に対してのみ命ずるものとする。

- (1) 操行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その学生としての本分に反した者

第9節 学費及び手数料

第30条 学生は、授業料を4月1日から4月30日までに納入しなければならない。ただし、事情により次のとおり分納することができる。

第1期 4月1日から4月30日までに半額以上

第2期 9月1日から9月30日までに残額

2 本大学院における学費及び手数料は、次のとおりとする。

区 分	医学 研究科	スポーツ健康 科学 研究科	医療 看護学 研究科	保健医 療学 研究科	国際教 養学 研究科	健康データサイ エンス研究科	医療科学 研究科	薬学 研究科	備 考
1 入学 検定料	20,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円	30,000 円	
2 入学 金	200,000 円	200,000 円	200,000 円	200,000 円	200,000 円	200,000 円	200,000 円	200,000 円	
3 授業 料	425,000 円	575,000 円	575,000 円	575,000 円	575,000 円	575,000 円	575,000 円	425,000 円	年額。事情により減免する。 医学研究科 医科学専攻 修士課程デ ータサイエ ンスコース は1,075,000 円とする。 スポーツ健 康科学研究 科博士前期 課程スポー ツ健康科学 専攻1年制 コースは、 850,000円と する。
4 施設 設備費	150,000 円	50,000 円	50,000 円	50,000 円	50,000 円	50,000 円	50,000 円	150,000 円	年額。 スポーツ健 康科学研究 科博士前期 課程スポー ツ健康科学 専攻1年制 コースは、 25,000円と する。

5 論文 審査料	200,000 円	200,000 円	200,000 円	—	—	—	—	—	第15条 該 当 論文の 審 査 料
6 諸証 明 手数料	別に定める								

3 第1項の規定にかかわらず、学長が第6条第6項に基づき学年の始期及び終期を変更した場合は、納入時期を必要に応じて適宜変更することができる。

4 入学年度の授業料については、第1項及び第3項の規定にかかわらず、入学を許可されたときに納めることができる。

第10節 特別聴講学生（大学院）、科目等履修生、特別研究学生（大学院）及び外国学生

第31条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本大学院の特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、特別聴講学生（大学院）として許可することができる。

2 特別聴講学生（大学院）については、聴講登録料は徴収しない。

3 特別聴講学生（大学院）は、次の聴講料を前納しなければならない。ただし、本学と当該他の大学又は外国の大学との間において特段の定めがある場合、その定めに従う。

(1) 講義・演習科目は、1単位につき 金3,000円

(2) 実習・実技科目は、1単位につき 金8,000円

4 特別聴講学生（大学院）の取扱に関する細目は、各研究科において定める。

第32条 医学研究科修士課程若しくは博士課程、スポーツ健康科学研究科博士前期課程、医療看護学研究科博士前期課程、保健医療学研究科博士前期課程、国際教養学研究科修士課程、健康データサイエンス研究科、医療科学研究科修士課程及び薬学研究科の授業科目中、一科目又は数科目を選んで単位修得（但し、年間15単位を限度とする。）を志望する者があるときは、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することができる。

2 科目等履修生は次のとおり入学検定料、入学金及び授業料を前納しなければならない。但し、本学学部在学学生は全額免除とする。

(1) 入学検定料 出願時に 金30,000円

(2) 入学金 入学時に 金50,000円（但し、本学卒業生は半額免除）

(3) 授業料 1単位につき 金20,000円

3 科目等履修生の細目については別に定めるところによる。

第33条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、研究科委員会の議を経て、特別研究学生（大学院）として許可することができる。

2 特別研究学生（大学院）は所定の授業料を納入しなければならない。ただし、本学と当該他の大学又は外国の大学との間において特段の定めがある場合、その定めに従う。

3 特別研究学生（大学院）の取扱に関する細目は、各研究科において定める。

第33条の2 外国人で第19条によらないで本学に入学を志願する者があるときは、当該研究科の定めるところにより、外国学生としてこれを許可することができる。

2 前条の規定により入学を志願する者は、所定の書類を提出しなければならない。

3 第20条及び第30条の規定にかかわらず国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づき入学する外国学生については、第30条に定める入学検定料、入学金、授業料及び施設設備費を徴収しない。

第11節 教員組織

第34条 研究科における授業及び指導は、本大学院の教授、准教授、講師及び助教がこれを担当する。ただし、必要に応じ名誉教授、特任教授、客員教授、客員准教授及び非常勤講師を委嘱することができる。

第12節 運営組織

第35条 本大学院の管理運営に関する重要事項を審議するため、大学院委員会を、研究科に属する学事管理を行うため、それぞれに研究科委員会をおく。

2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) その他、教育研究に関する重要な事項で学長が定めるもの

3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、当該研究科の教育研究に関する事項について審議し、学長に意見を述べることができる。

第36条 大学院委員会は、学長、研究科長及び研究科委員若干名をもって組織する。

第37条 大学院委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 本大学院の組織運営に関する事項
- (2) 学長からの諮問事項
- (3) その他本大学院に関する重要事項

第38条 研究科委員会は、研究科長及び研究科の主科目を担当する教授をもって組織する。ただし、研究科委員会の議を経て、他の教授を特に加えることができる。

第39条 研究科委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 入学・休学・復学・退学・除籍・転学及び賞罰に関する事項
- (2) 試験に関する事項
- (3) 学位論文審査に関する事項
- (4) 学科課程に関する事項
- (5) その他研究科の学事に関する事項

第40条 研究科長は研究科委員会で審議された事項を学長に報告し、学長の決裁を経て必要な事項を公表する。

第41条 本節に定める事項の細目については、別に定める。

第13節 学則の改廃

第42条 この学則の改廃は、学長においてあらかじめ関係研究科の研究科委員会及び大学院委員会の意見を聴き、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この学則に定めるもののほか、大学院学生に関して必要な事項は、順天堂大学学則を準用する。
- 2 この学則は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和34年6月26日から施行する。

附 則

この学則は、昭和35年12月1日から施行する。

附 則

麻酔学講座増設に伴う変更規定は、昭和36年6月9日制定し、同年4月1日から適用する。ただし、学生募集は、昭和37年度から行うものとする。

附 則

この学則は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則

内科学（第3）、神経学、臨床病理学並びに脳神経外科学、胸部外科学講座増設に伴う変更規定は、昭和43年11月26日制定し、昭和44年4月1日から適用する。ただし、学生募集は昭和44年度から行うものとする。

附 則

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年6月1日から施行する。ただし、第30条第2項の規定は、昭和49年度以前の入学者に対しては、従前の規定による。

附 則

この学則は、昭和50年7月23日から施行する。ただし、第30条第2項の規定は、昭和50年度以前の入学者に対しては、従前の規定による。

附 則

この学則は、昭和50年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年6月30日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、第8条第1項の規定は、医学研究科委員会の議を経て、昭和54年度以前の入学者に対しても、これを適用することができる。

附 則

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年11月1日から施行する。ただし、第30条第2項の規定は、昭和63年度入学者から適用し、昭和62年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第9条の規定及び第30条第2項の規定は、平成2年度入学者から適用し、平成元年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成6年8月1日から施行する。

2 この学則による改正後の学則第30条の規定は、平成7年度入学者から適用し、平成6年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年5月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 第5条に定める医学研究科、スポーツ健康科学研究科博士後期課程及び医療看護学研究科の収容定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

	医学研究科	スポーツ健康科学研究科 博士後期課程	医療看護学研究科
--	-------	-----------------------	----------

平成22年度	340名	18名	25名
--------	------	-----	-----

平成23年度	360名	24名	
--------	------	-----	--

平成24年度	380名		
--------	------	--	--

附 則

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この学則による改正後の学則第7条第4項及び第8条第1項第4号の規定は、平成23年度入学者から適用し、平成22年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 第5条に定める医学研究科の収容定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

医学研究科

平成25年度	420名
--------	------

平成26年度	440名
--------	------

平成27年度	460名
--------	------

3 この学則による改正後の学則第8条第1項第2号の規定は、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この学則による改正後の学則第8条第1項第2号の規定は、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第5条に定める医学研究科博士課程の収容定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

医学研究科
博士課程

平成28年度	500名
平成29年度	520名
平成30年度	540名

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、平成30年4月以降の入学者に適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の学則第8条第1項第1号の規定は、平成31年度入学者から適用し、平成30年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第5条に定める医学研究科及び医療看護学研究科の収容定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

	医学研究科 修士課程	医学研究科 博士課程	医療看護学研究科 博士前期課程	医療看護学研究科 博士後期課程
平成31年度	50名	580名	35名	24名
平成32年度		600名		27名
平成33年度		620名		

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第5条に定める医療看護学研究科の収容定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

医療看護学研究科
博士前期課程

令和2年度	45名
-------	-----

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第5条に定める医学研究科の収容定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

医学研究科
修士課程

医学研究科
博士課程

令和2年度	70名	620名
令和3年度		660名
令和4年度		700名

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第5条に定める医学研究科の収容定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

医学研究科
修士課程

令和3年度 100名

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第5条に定める医療看護学研究科の収容定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

医療看護学研究科 博士前期課程 医療看護学研究科 博士後期課程

令和4年度 54名 32名

令和5年度 34名

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第5条に定める保健医療学研究科の収容定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

保健医療学研究科 修士課程 理学療法学専攻 保健医療学研究科 修士課程 診療放射線学専攻

令和5年度 5名 5名

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第30条第2項及び第33条の2第3項の規定は、令和6年度入学者から適用し、令和5年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第5条に定める国際教養学研究科の収容定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

国際教養学研究科
修士課程 国際教養学専攻

令和6年度 5名

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第5条に定めるスポーツ健康科学研究科の収容定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

スポーツ健康科学研究科
博士前期課程 スポーツ健康科学専攻

令和7年度 131名

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第5条に定める保健医療学研究科の収容定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

	保健医療学 研究科 博士前期課程 理学療法学 専攻	保健医療学 研究科 博士前期課程 診療放射線学 専攻	保健医療学 研究科 博士後期課程 理学療法学 専攻	保健医療学 研究科 博士後期課程 診療放射線学 専攻
令和7年度	13名	13名	4名	4名
令和8年度			8名	8名

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第5条に定める健康データサイエンス研究科の収容定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

健康データサイエンス研究科

	博士前期課程 健康データサイエンス専攻	博士後期課程 健康データサイエンス専攻
令和7年度	20名	6名
令和8年度		12名

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第5条に定める医療科学研究科の収容定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

医療科学研究科

	修士課程 臨床検査学専攻	修士課程 臨床工学専攻
令和8年度	5名	5名

附 則

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第5条に定める薬学研究科の収容定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

薬学研究科

	博士課程 薬学専攻
令和8年度	5名
令和9年度	10名
令和10年度	15名

附 則

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第5条に定める国際教養学研究科の収容定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

国際教養学研究科

	博士後期課程 国際教養学専攻
令和8年度	3名
令和9年度	6名

(目的)

第1条 この規程は、順天堂大学大学院学則（以下「学則」という。）の規定に基づき、医療科学研究科（以下「研究科」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

2 研究科では、学是である「仁」の精神に基づき、国内外を問わず多様な場で社会貢献できる高度な実践能力をもち、臨床検査学、臨床工学のあり方を探求することのできる人材を養成することを目的とする。

(1) 臨床検査学専攻では、臨床検査技術の高度化・多様化に対応し、科学的根拠に基づいた高度な臨床検査実践能力を発揮できる医療専門職者、臨床検査学の基盤を基に新たな方法論の開発や展開ができる教育者・研究者を志向する人材を育成する。

(2) 臨床工学専攻では、医療機器の高度化・多様化に対応し、科学的根拠に基づいた医療機器の管理・操作を実践できる能力を持つ医療専門職者、臨床工学の基盤を基に新たな技術の開発や展開ができる教育者・研究者を志向する人材を育成する。

(入学試験等)

第2条 入学試験の選抜方法及び時期については、医療科学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）において定め、あらかじめ発表する。

(入学手続等)

第3条 入学を許可された者の行う入学手続の細目は、研究科委員会において定める。

(領域、授業科目等及び履修方法)

第4条 研究科における領域及び授業科目は、別表1（臨床検査学専攻）及び別表2（臨床工学専攻）のとおりとする。

2 授業科目の履修は、単位制による。1単位とは、半年間15週を標準として、講義及び演習については毎週1時間の学習・研究を行うことをいう。

3 前項の規定にかかわらず、特別研究Ⅰ・Ⅱについては別表1（臨床検査学専攻）及び別表2（臨床工学専攻）にそれぞれ定める単位を与える。

4 学生は、入学後2週間以内に、専攻する分野一つを定め、その研究指導教員の指導を受けて、研究方針及び選択する授業科目を決定し、別に定める様式をもって医療科学研究科長（以下「研究科長」という。）に届けなければならない。

5 研究指導教員は、学生が履修した科目の単位認定を、各授業科目担当教員の報告に基づき実施し、認定単位数及びその成績を別に定める様式により研究科長に報告しなければならない。

6 試験は、授業の完了した授業科目について、学期末又は学年末に行う。ただし、授業科目担当教員は、平素の成績又は報告書をもって試験に代えることができる。

(学期等)

第5条 学年の始期及び終期は大学院学則第6条第6項により定められるところによる。

2 学年を2学期に分ける。なお、各学期の始期及び終期は大学院学則第6条第7項により定められるところによる。

3 定期休業日及び臨時休業日については、本学学則の規定を準用する。

(学位論文等学位審査)

第6条 本学において授与する学位の種類、論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験の方法その他学位に関する事項は、本学学位規程による。

(再入学)

第7条 学則第25条の規定により退学を許可された者が、再入学を希望して申請するときは、学長は、研究科委員会の議を経てこれを許可することがある。

(休学中の学費の減免)

第8条 学則第21条又は第24条の規定により、休学を許可され、あるいは命じられた期間の授業料、施設設備費については、本人からの願い出により、研究科委員会の審議を経て、学長において減免することがある。

(諸証明手数料)

第9条 諸証明手数料については、別に定める本学証明書等交付手数料規程を準用する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、理事会の承認を得て、医療科学研究科長が行う。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

【別表1】修士課程（臨床検査学専攻）

科目区分		授業科目	配当年次	単位数		授業形態			摘要
				必修	選択	講義	演習	実習	
共通基盤科目		医療倫理学特論	1前	2		○			
		臨床医学概論	1前	2		○			
		統計データサイエンス	1前	2		○			
		医療科学研究手法論	1前	2		○			
		多職種連携概論	1前	2		○			
		医療科学英語特論	1前	2		○			
基礎専門科目		臨床検査学特論	1後	2		○			
		医療安全管理学特論	1後	2		○			
専門科目	領域科目 先進臨床検査分析学	病態分析検査学特論Ⅰ	1後		2	○			
		病態分析検査学特論Ⅱ	1後		2	○			
		病態分析検査学演習	2前		2		○		
		感染分析検査学特論Ⅰ	1後		2	○			
		感染分析検査学特論Ⅱ	1後		2	○			
		感染分析検査学演習	2前		2		○		
	領域科目 高度臨床検査技術学	専門臨床検査学特論Ⅰ	1後		2	○			
		専門臨床検査学特論Ⅱ	1後		2	○			
		専門臨床検査学演習	2前		2		○		
		総合臨床検査管理学特論Ⅰ	1後		2	○			
		総合臨床検査管理学特論Ⅱ	1後		2	○			
		総合臨床検査管理学演習	2前		2		○		
導研究科目		臨床検査学特別研究Ⅰ	1通	4			○		
		臨床検査学特別研究Ⅱ	2通	4			○		

※修了要件及び履修方法

必修科目24単位、専門科目から3科目6単位以上選択必修、合計30単位以上を修得し、修士論文について本研究科が行う審査及び試験に合格することを修了要件とする。

【別表2】修士課程（臨床工学専攻）

科目区分	授業科目	配当年次	単位数		授業形態			摘要
			必修	選択	講義	演習	実習	
共通基盤科目	医療倫理学特論	1前	2		○			
	臨床医学概論	1前	2		○			
	統計データサイエンス	1前	2		○			
	医療科学研究手法論	1前	2		○			
	多職種連携概論	1前	2		○			
	医療科学英語特論	1前	2		○			
基礎専門科目	臨床工学特論	1後	2		○			
	医療安全管理学特論	1後	2		○			
専門科目	基幹臨床工学	1後		2	○			
	医用データサイエンス特論	1後		2	○			
	基幹臨床工学演習	2前		2		○		
	創造臨床工学	1後		2	○			
	創造治療機器特論	1後		2	○			
	創造臨床工学演習	2前		2		○		
	先進臨床工学	1後		2	○			
	先進医療機器特論	1後		2	○			
	先進臨床工学演習	2前		2		○		
導研究科目	臨床工学特別研究Ⅰ	1通	4			○		
	臨床工学特別研究Ⅱ	2通	4			○		

※修了要件及び履修方法

必修科目24単位、専門科目から3科目6単位以上選択必修、合計30単位以上を修得し、修士論文について本研究科が行う審査及び試験に合格することを修了要件とする。

(目的)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）並びに順天堂大学（以下「本学」という。）学則第47条及び順天堂大学大学院学則第16条の規定に基づき、本学において授与する学位、論文審査及び試験の方法その他学位に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(学位授与の要件)

第3条 本学の各学部において、学則及び各学部規程に定める基準に合格した者に対し、次の学位を授与する。

医学部	学士（医学）
スポーツ健康科学部	学士（スポーツ健康科学）
医療看護学部	学士（看護学）
保健看護学部	学士（看護学）
国際教養学部	学士（国際教養学）
保健医療学部	学士（理学療法学、放射線技術学）
医療科学部	学士（臨床検査学、臨床工学）
健康データサイエンス学部	学士（健康データサイエンス学）
薬学部	学士（薬学）

2 本学大学院の各研究科において、各課程の所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、その課程に応じ、次の学位を授与する。ただし、当該修士課程又は博士前期課程の目的に応じ、修士論文については、各研究科が認めた場合に限り特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験の合格をもって代えることができる。

研究科	課程	学位	
医学研究科	修士課程	修士（医科学）	修士（公衆衛生学）
	博士課程	博士（医学）	
スポーツ健康科学研究科	博士前期課程	修士（スポーツ健康科学）	
	博士後期課程	博士（スポーツ健康科学）	
医療看護学研究科	博士前期課程	修士（看護学）	
	博士後期課程	博士（看護学）	
保健医療学研究科	博士前期課程	修士（理学療法学）	修士（診療放射線学）
	博士後期課程	博士（理学療法学）	博士（診療放射線学）
国際教養学研究科	修士課程	修士（国際教養学）	
	博士後期課程	博士（国際教養学）	
健康データサイエンス研究科	博士前期課程	修士（健康データサイエンス学）	
	博士後期課程	博士（健康データサイエンス学）	
医療科学研究科	修士課程	修士（臨床検査学）	修士（臨床工学）
薬学研究科	博士課程	博士（薬学）	

3 前項に規定するもののほか、本学に学位論文を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ前項の課程による所定の専攻科目について所定の単位以上を修得した者と同等以上の学力を有することが試問により確認された者に、各研究科に係る博士の学位を授与する。

(博士課程・博士後期課程における学位論文の提出)

第4条 医学研究科又は薬学研究科に3年以上在学し、所定の専攻科目について医学研究科は30単位以上、薬学研究科は32単位以上修得した者は、学位論文を提出することができる。

2 スポーツ健康科学研究科、医療看護学研究科、保健医療学研究科、健康データサイエンス研究科又は国際教養学研究科博士後期課程に2年以上在学し、所定の専攻科目についてスポーツ健康科学研究科及び保健医療学研究科は10単位以上、医療看護学研究科及び国際教養学研究科は18単位以上、健康データサイエンス研究科は20単位以上修得した者は、学位論文を提出することができる。

3 学位論文は、在学期間中に提出するものとし、その期日は各研究科委員会において定める。

4 学位論文は、論文審査願に論文目録、論文要旨及び履歴書を添えて、各研究科長に提出するものとする。

5 学位論文は、原則として1篇とする。この場合、Ⅰ報、Ⅱ報等のように分けて掲載されたものを併せて提出することができる。また、参考として他の論文を添付することができる。

(修士課程及び博士前期課程による者の学位論文の提出)

第5条 学位論文は、論文審査願に論文要旨を添えて、各研究科長に提出するものとする。

2 学位論文は、在学期間中に提出するものとし、その期日は各研究科委員会において定める。

(学位論文の返付)

第6条 一旦受理した学位論文は、いかなる事由があっても返付しない。

(学位論文の審査)

第7条 研究科長は、学位論文を受理したときは、研究科委員会に、その審査を付託するものとする。

(審査委員)

第8条 研究科委員会は、学位論文ごとに研究科委員会委員から学位論文審査委員(以下「審査委員」という。)3人以上を定める。

2 審査委員には、必要に応じ、前項に定める者のほか、研究科委員会委員以外の本学大学院専任教員、又は他の大学の大学院、若しくは研究所等の教員等をあてることができる。

(審査委員の職責)

第9条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験を行う。ただし、論文審査の結果、著しく不備なる場合には、最終試験を行わないことがある。

(最終試験)

第10条 本学大学院の課程による者の最終試験は、所定の単位を修得し、学位論文の審査を終了した者に対し、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

(審査期間)

第11条 学位論文の審査及び最終試験は、論文を受理した後、当該学年末までに終了しなければならない。ただし、博士論文の場合は、1年以内とすることができる。

(審査委員の報告)

第12条 審査委員は、学位論文審査及び最終試験を終了したときは、論文審査の要旨及び最終試験の成績を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の議決)

第13条 研究科委員会は前条の報告に基づき、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決を行うには、研究科委員会委員(海外出張中及び休職中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 前項の議決は、無記名投票により行う。

4 研究科委員会は、必要に応じ、第8条第2項の規定により委嘱した審査委員を出席させ、その意見を徴することができる。

(研究科長の報告)

第14条 研究科委員会が前条の議決を行ったときは、研究科長は学位論文に論文審査の要旨、最終試験の成績及び議決の結果を添えて、学長に報告しなければならない。

(課程を経ない者の学位授与の申請及び受理)

第15条 第3条第3項の規定により学位論文を提出して博士の学位を請求しようとする者は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文要旨、履歴書、研究歴証明書及び別に定める論文審査料を添え、学長に提出するものとする。

2 本学大学院の博士課程を単位取得後退学した者が再入学しないで博士論文を提出しようとするときは、前項の規定によるものとする。但し、単位取得後退学後3年以内に論文を提出しようとするとき

は論文審査料を納付することを要しない。

3 学位論文の受理は、各研究科委員会に付託し、その議に従って学長が決定する。

(課程を経ない者の論文審査)

第16条 受理された学位論文の審査、試験及び試問等は、各研究科委員会に付託するものとする。

(課程を経ない者の試験)

第17条 第3条第3項に規定する試験は、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

(課程を経ない者の試問)

第18条 第3条第3項に規定する試問は、口頭又は筆答によるものとし、専攻学術に関し、博士課程を終えて学位を授与される者と同等以上の学識を有し、かつ、研究を指導する能力を有するか否かについて行う。この場合、外国語については、各研究科委員会において特別の理由があると認めた場合を除き、英語を課するものとする。ただし、英語を母国語としない外国人については英語又は日本語を、英語を母国語とする外国人については日本語をそれぞれ課すものとする。

2 前項の試問は、第8条に定める審査委員が行う。

3 課程を経ない者が論文提出の前に各研究科委員会が行う外国語試験に合格している場合は、本条第1項の試験のうち、その外国語に関する試問を免除することができる。

(課程を経ない者の審査等準用規定)

第19条 第3条第3項による学位授与の申請、審査及び試験に関しては、第4条第4項、第6条、第8条、第9条及び第11条から第14条までの規定を準用する。

2 本条の準用規定において、「最終試験」とあるのは「試験」と読み替えるものとする。

3 試験又は試問を経ないで、学位を授与できない者と決定したときは、第14条の規定にかかわらず、試験の成績又は試問の成績を添付することを要しない。

(学位の授与)

第20条 学長は第14条の報告に基づいて、第3条第2項による者については、課程の修了の可否を、第3条第3項による者については、その論文の可否を決定し、学位を授与すべき者に所定の学位記を交付し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(報告及び審査要旨の公表)

第21条 学長は前条により博士の学位を授与したときは、3月以内に文部科学大臣に所定の報告書を提出すると共に、学位を授与した日から3月以内に、その学位論文の要旨及び論文審査の結果の要旨を「順天堂大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）」に登録し公表するものとする。

(学位論文の公表)

第22条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文をリポジトリに登録し公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に、すでに公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会の議を経た後、研究科長の承認を得て、当該学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合、当該研究科は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により公表する場合は、その学位論文に「順天堂大学審査学位論文（博士）」と明記しなければならない。

(学位の名称)

第23条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは次の通り明記する。

修士（医科学）（順天堂大学）

修士（公衆衛生学）（順天堂大学）

修士（スポーツ健康科学）（順天堂大学）

修士（看護学）（順天堂大学）

修士（理学療法学）（順天堂大学）

修士（診療放射線学）（順天堂大学）

修士（国際教養学）（順天堂大学）

修士（健康データサイエンス学）（順天堂大学）

修士（臨床検査学）（順天堂大学）

修士（臨床工学）（順天堂大学）

博士（医学）（順天堂大学）
博士（スポーツ健康科学）（順天堂大学）
博士（看護学）（順天堂大学）
博士（理学療法学）（順天堂大学）
博士（診療放射線学）（順天堂大学）
博士（国際教養学）（順天堂大学）
博士（健康データサイエンス学）（順天堂大学）
博士（薬学）（順天堂大学）

（学位の取消）

第24条 本学の博士又は修士の学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は研究科委員会の議決を経て、すでに授与した学位を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- (1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。
- (2) 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為を行ったとき。

2 研究科委員会において、前項の議決を行う場合は、第13条第2項の規定を準用する。

（学位記及び書類）

第25条 学位記及び学位授与申請関係書類の様式は、別に定める。

（改廃）

第26条 この規則の改廃は、学長においてあらかじめ関係学部の教授会及び大学協議会、又は関係研究科の研究科委員会及び大学院委員会の意見を聴き、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和36年4月1日から施行する。
- 2 昭和32年7月4日付、校大第173号をもって文部大臣認可の順天堂医科大学学位規程は、昭和36年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、昭和36年5月12日から施行する。

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成9年1月1日から施行する。
- 2 第18条に定める試問の外国語については、従前の外国語2種類のうち、この規程の施行日以前の英語合格者については他の1種類を、英語を母国語としない外国人で日本語合格者については英語を、それぞれ免除するものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、本改正は令和3年度入学者から適用し、令和2年度以前の入学者に対しては、従前の規定による。

附 則

この学位規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、本改正は令和6年度入学者から適用し、令和5年度以前の入学者に対しては、従前の規定による。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

改正：令和8年4月1日

医療科学の研究の発展には、人を対象とする実験や調査等を避けることはできない。

人を対象とする実験や調査等を実施する場合は、人間の尊厳と人権の尊重等を十分配慮し、ヘルシンキ宣言に則り、人権の擁護と安全性を厳重に確認しなければならない。

順天堂大学大学院医療科学研究科及び学部研究等倫理要綱はこの点に鑑み、必要な倫理的配慮の基準とその具体的実施基準を示すものである。

順天堂大学大学院医療科学研究科及び学部（以下「医療科学研究科・学部」という。）の研究者が行う、人を直接対象とした研究等については、ヘルシンキ宣言に則り、倫理的な配慮を図るために、その具体的実施に当たっては、順天堂大学大学院医療科学研究科及び学部研究等倫理委員会規程に基づいて行うものとする。

第1条 この要綱において「研究者」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 医療科学研究科・学部の専任教員（名誉教授、客員教員を含む。）
- (2) 医療科学研究科・学部の非常勤教員（嘱託を含む。）
- (3) 医療科学研究科・学部の共同研究者（順天堂大学の他学部・他研究科の研究者及び学外の研究者）
- (4) 医療科学部の協力研究員
- (5) 大学院医療科学研究科学学生
- (6) その他医療科学研究科・学部 に在籍して修学又は研究に従事する者

第2条 この要綱において「研究等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 医療科学の研究にかかわるもの。
- (2) 前号に掲げるもののほか、個人の基本的権利の擁護及び環境保全にかかわるもの
- (3) 第1号から第2号に掲げる当該研究の成果の公表にかかわるもの。

第3条 この要綱において「ヘルシンキ宣言」とは、1964年6月フィンランドのヘルシンキにおいて開催された第18回世界医師会総会で採択された「ヒトにおけるバイオメディカル研究に携わる医師のための勧告」であって、その後改訂されたものをいう。

第4条 この要綱の改廃は、医療科学部長及び大学院医療科学研究科長において、あらかじめ学長に諮り、教授会及び研究科委員会の議決により行う。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

WORLD MEDICAL ASSOCIATION

世界医師会

WMAヘルシンキ宣言

人間を対象とする医学研究の倫理的原則

(日本医師会訳)

1964年6月、フィンランド、ヘルシンキにおける第18回WMA総会で採択
1975年10月、日本、東京における第29回WMA総会で改訂
1983年10月、イタリア、ベニスにおける第35回WMA総会で改訂
1989年9月、香港、九龍における第41回WMA総会で改訂
1996年10月、南アフリカ、サマーセットウェストにおける第48回WMA総会で改訂
2000年10月、スコットランド、エジンバラにおける第52回WMA総会で改訂
2002年10月、米国、ワシントンDCにおける第53回WMA総会で改訂（注釈追加）
2004年10月、日本、東京における第55回WMA総会で改訂（注釈追加）
2008年10月、韓国、ソウルにおける第59回WMA総会で改訂
2013年10月、ブラジル、フォルタレザにおける第64回WMA総会で改訂
2024年10月、フィンランド、ヘルシンキにおける第75回WMA総会で改訂

序文

1. 世界医師会（WMA）は、本人を特定できるヒトの試料またはデータを用いる研究を含む、人間の参加者を含む医学研究の倫理的原則の声明としてヘルシンキ宣言を策定した。本宣言は全体として解釈されることを意図しており、宣言の各項は、他のすべての関連する項を考慮して適用されるべきである。
2. 本宣言は医師によって採択されたものであるが、WMAは、これらの原則が患者と健康なボランティアの両方を含むすべての研究参加者を尊重し、保護するための基本的なものであるため、医学研究に関わるすべての個人、チーム、組織によって支持されるべきであると考えている。

一般原則

3. WMAジュネーブ宣言は、医師に対して「私の患者の健康とウェルビーイングを私の第一に考慮すべきものとする」という文言で示される義務を課しており、WMA医の国際倫理綱領は、「医師は、患者の健康とウェルビーイングを最優先することを約束し、患者の最善の利益のためにケアを提供しなければならない」と宣言している。
4. 医学研究に参加する患者を含め、患者の健康、ウェルビーイング、権利を促進し保護することは医師の義務である。医師の知識と良心はこの義務の遂行に捧げられる。
5. 医学の進歩は、最終的には参加者を含まなければならない研究に基づいている。十分に実証された介入であっても、安全性、有効性、効率性、利用可能性および質に関する研究を通じて、継続的に評価されるべきである。
6. 人間の参加者を含む医学研究は、すべての参加者への尊重を高め保証し、かつ参加者の健康と権利を保護する倫理的基準に服する。医学研究はさまざまな構造的不平等の状況下で行われるため、研究者は利益、リスク、負担がどのように配分されるかを慎重に検討すべきである。医学研究への参加候補者および登録参加者とそうした人々が属するコミュニティとの有意義な関与は、医学研究の前、研究中、研究後に行われるべきである。研究者は、参加候補者および登録参加者とそのコミュニティが自らの優先事項や価値観を共有し、研究の設計、実施およびその他の関連活動に参加し、結果の理解と普及に関与できるようにすべきである。

7. 人間の参加者を含む医学研究の第一の目的は、疾病の原因、発症および影響を理解するための知識を生み出し、予防、診断および治療介入を改善し、最終的には個人の健康と公衆衛生を向上させることである。これらの目的は、個々の研究参加者の権利および利益よりも優先されることがあってはならない。
8. 公衆衛生上の緊急事態においては、新たな知識や介入が緊急に必要とされる可能性がある一方で、そのような緊急事態の間においても、本宣言の倫理的原則を堅持することが重要である。
9. 研究参加者の生命、健康、尊厳、品位、自律性、プライバシーおよび個人情報の秘密を守るとは、医学研究に関与する医師の責務である。研究参加者を保護する責任は、たとえ研究参加者が同意していたとしても、常に医師や他の研究者が負うべきであり、決して研究参加者にあるとされてはならない。
10. 医師および他の研究者は、適用される国際的な規範および基準だけでなく、研究が発案された国および国々と研究が実施される国および国々における、人間の参加者を含む研究に関する倫理的、法的および規制上の規範ならびに基準を考慮しなければならない。いかなる国または国際的な倫理的、法的または規制上の要件も、本宣言に規定されている研究参加者に対するあらゆる保護を軽減あるいは排除してはならない。
11. 医学研究は、環境への害を回避または最小限に抑え、環境の持続可能性に努める方法で設計され実施されるべきである。
12. 人間の参加者を含む医学研究は、適切な倫理観と科学教育、訓練、および資格を有する個人によってのみ実施されなければならない。そうした研究は、有能で適切な資格を有する医師または他の研究者の監督を必要とする。科学的誠実性は、人間の参加者を含む医学研究の実施において不可欠である。研究に関わる個人、チーム、組織は、研究の不正行為に決して関与してはならない。
13. 医学研究において十分に代表されていないグループには、研究参加への適切な機会が提供されるべきである。
14. 医学研究と医療を併せて行う医師は、その研究の潜在的な予防的、診断的、治療的価値によって正当化される範囲内でのみ、かつその研究への参加が研究参加者となる患者の健康に悪影響を及ぼさないと医師が確信する十分な理由がある場合に限り、患者を研究に参加させるべきである。
15. 研究参加の結果として被害を受けた参加者に対して、適切な補償と治療が保証されなければならない。

リスク、負担、利益

16. 医療行為および医療研究において、ほとんどの介入はリスクと負担が伴う。人間の参加者を含む医学研究は、その目的の重要性が研究参加者のリスクと負担を上回る場合にのみ実施することができる。
17. 人間の参加者を含むすべての医学研究は、参加者の予見可能な利益および研究対象の病態から影響を受けるその他の個人またはグループに対する予見可能な利益と比較し、研究に含まれる個人およびグループに対する予測可能なリスクと負担を慎重に評価した上で行わなければならない。リスクと負担を最小限に抑えるための対策が実施されなければならない。リスクと負担は研究者によって継続的に監視、評価、記録化されなければならない。
18. 医師および他の研究者は、リスクと負担が適切に評価され、十分に管理できると確信が持てない限り、人間の参加者を含む研究に従事することはできない。リスクと負担が潜在的な利益を上回ることが判明した場合、または決定的な結果の確固たる証拠がある場合、医師および他の研究者は、研究を継続するか、変更するか、直ちに中止するかを評価しなければならない。

社会的弱者グループおよび個人

19. 一部の個人、グループ、コミュニティは、恒常的または状況的かつ動的な要因により、研究参加者としてより脆弱な状況におかれている場合があり、そのため不当な扱いを受けたり、被害を受けたりするリスクがより高い場合がある。このような個人、グループ、コミュニティが特別な健康ニーズを抱えている場合、そうした人々を医学研究から除外することは、そうした人々の格差を永続させたり悪化させたりする可能性がある。それゆえに、研究からの除外による害を考慮し、研究に含めることによるあらゆる害と比較検討されなければならない。公正かつ責任のある態度で研究に含められるために、そうした人々は特別に考慮された支援と保護を受けるべきである。
20. 特に脆弱な状況にある個人、グループまたはコミュニティを対象とした医学研究は、その研究がそうした人々の健康ニーズと優先すべき状況に対応するものでありかつその個人、グループまたはコミュニティが結果として得られる知識、実践または介入から恩恵を受ける立場にある場合にのみ正当化される。研究者は、その研究がより脆弱性の低いグループまたはコミュニティでは実施できない場合、または特に脆弱な状況にある人々を除外するとそうした人々の格差が永続化または悪化する可能性がある場合に限り、そうした人々を研究対象に含めるべきである。

科学的要件と研究計画書

21. 人間の参加者を含む医学研究は、信頼性が高く、有効で価値ある知識を生み出す可能性が高く、研究の無駄を回避するような、科学的に健全で厳密な設計と実施がなされなければならない。その研究は、一般に受け入れられている科学的原則に準拠し、科学文献やその他関連する情報源、適切な研究室での実験、および必要に応じて動物実験による十分な知識に基づいていなければならない。研究に使用される動物の福祉は尊重されなければならない。
22. 人間の参加者を含むすべての医学研究の設計と実施は、研究計画書に明確に記述され、正当性が示されなければならない。研究計画書は関連する倫理的配慮を示した旨の記述を含むべきであり、本宣言の原則がどのように扱われているかを示すべきである。研究計画書は、研究の目的、方法、予想される利益と潜在的なリスクや負担、研究者の資格、資金源、潜在的な利益相反、プライバシーと秘密を守るための措置、参加者へのインセンティブ、参加の結果として被害を受けた参加者の治療および／または補償に関する措置、および研究のその他の関連する側面に関する情報を含めるべきである。臨床試験では、研究計画書にいかなる試験終了後の措置についても記載しなければならない。

研究倫理委員会

23. 研究計画書は、研究開始前に、審議、コメント、指導、承認を得るために、関係する研究倫理委員会に提出されなければならない。この委員会は、その機能において透明性を持ち、研究者、スポンサー、またはその他のからの不適切な影響に抵抗する独立性と権限を有していなければならない。委員会は、その任務を遂行するために十分な資源を持たなければならない、またそのメンバーとスタッフは、集団として、審査する各種の研究を効率的に評価するために十分な教育、訓練、資格および多様性を備えていなければならない。
- 委員会は、現地の状況や背景に十分精通していなければならない、少なくとも1名の一般市民を含まなければならない。委員会は、研究が実施される国または国々の倫理的、法的、規制上の規範や基準、および適用される国際的な規範や基準を考慮しなければならないが、これらによって本宣言に規定されている研究参加者に対する保護が軽減または排除されることがあってはならない。
- 国際的に共同研究が行われる場合、研究計画書は資金提供国と実施受入国の両方の研究倫理委員会によって承認されなければならない。
- 委員会は、進行中の研究を監視し、変更を勧告し、承認を撤回し、中断する権利を有しなければならない。監視が求められている場合、研究者は委員会および／または管轄のデータおよび安全性監視機関に情報を提

供しなければならず、とりわけ重大な有害事象に関する情報について提供しなければならない。委員会の審議と承認なしに研究計画書を修正することはできない。研究終了後、研究者は調査結果と結論の要約を含む最終報告書を委員会に提出しなければならない。

プライバシーと秘密保持

24. 研究参加者のプライバシーと個人情報の秘密を守るために、あらゆる予防措置を講じなければならない。

インフォームド・コンセント

25. 自由意思に基づくインフォームド・コンセントは、個人の自律性を尊重するための不可欠な要素である。インフォームド・コンセントを与える能力のある個人による医学研究への参加は自発的でなければならない。家族やコミュニティの代表者に相談することが適切な場合もあるが、インフォームド・コンセントを与える能力のある個人は、本人の自由意思によって同意しない限り研究に参加登録することはできない。
26. インフォームド・コンセントを与える能力のある人間の参加者を含む医学研究では、各参加候補者は、研究の目的、方法、予想される利益と潜在的なリスクと負担、研究者の資格、資金源、潜在的な利益相反、プライバシーと秘密を守るための措置、参加者に対するインセンティブ、参加の結果として被害を受けた参加者の治療および／または補償の措置、およびその他の研究に関連する側面について、平易な言葉で十分に説明されなければならない。参加候補者は、いつでも不利益な行為を受けることなく、研究への参加を拒否したり参加への同意を撤回したりする権利があることを知らされなければならない。個々の参加候補者の特有の情報やコミュニケーションのニーズ、および情報提供のために使用される方法についても特別な配慮がされるべきである。医師または他の有資格者は、参加候補者が情報を理解していることを確認した後、紙または電子的に正式に記録化された参加候補者の自由意思によるインフォームド・コンセントを求めなければならない。同意が紙または電子的に表現できない場合、書面によらない同意は正式に立会人の確認を受け、記録化されなければならない。すべての医学研究参加者は、研究の全体的な成果と結果について知らされる選択肢が与えられるべきである。
27. 研究参加へのインフォームド・コンセントを求める際、医師または他の研究者は、参加候補者が自身と依存関係にある場合、または強制されて同意する可能性がある場合は特に注意を払わなければならない。こうした状況では、インフォームド・コンセントは、この関係から独立した適切な有資格者によって求められなければならない。
28. 自由意思に基づくインフォームド・コンセントを与える能力がない人間の参加者を含む医学研究においては、医師または他の有資格者は、参加候補者が表明した意向や価値観を考慮して、法的に権限を与えられた代理人にインフォームド・コンセントを求めなければならない。自由意思に基づくインフォームド・コンセントを与える能力がない人々は、特に脆弱な状況にあり、相応の保護を受ける権利がある。特に脆弱な人々に対する保護を受けることに加え、同意を与える能力がない人々は、研究がそうした人々に個人的な利益をもたらす可能性がある場合または最小限のリスクと最小限の負担しか伴わない場合に限り、研究に含まれなければならない。
29. 自由意思に基づくインフォームド・コンセントを与える能力がない参加候補者が、研究への参加に関する決定に賛意を与えることができる場合、医師または他の有資格者は、参加候補者が表明した意向や価値観を考慮し、法的権限のある代理人の同意に加えて、その賛意を求めなければならない。参加候補者の不賛意は尊重されるべきである。

30. 身体的または精神的に同意を与える能力がない参加者（例えば意識不明の患者）を含む研究は、インフォームド・コンセントを与えることを妨げる身体的または精神的状態が研究グループの必須の特性である場合に限り行うことができる。このような状況では、医師または他の有資格者は、法的に権限を与えられた代理人からインフォームド・コンセントを求めなければならない。そのような代理人がいない場合でしかも研究を延期できない場合、インフォームド・コンセントを与えることができない状態にある参加者を含める具体的な理由が研究計画書に記載され、その研究が研究倫理委員会によって承認されていることを条件として、その研究はインフォームド・コンセントなしに進めることができる。研究に参加し続けることに対する自由意思に基づくインフォームド・コンセントは、法的に権限を与えられた代理人から、または同意を与える能力が回復した場合は参加者から、できる限り早く取得しなければならない。
31. 医師または他の研究者は、参加候補者に自身が受けているケアのどの側面が研究に関係しているかを十分に伝えなければならない。患者の研究への参加拒否または研究からの離脱の決定が、患者と医師の関係や標準的なケアの提供に決して悪影響を及ぼしてはならない。
32. 医師または他の有資格者は、生物学的試料および個人識別可能または再識別可能なデータの収集、処理、保管、および予見可能な二次利用について、研究参加者から自由意思に基づくインフォームド・コンセントを得なければならない。複数かつ無期限の使用を目的とした研究参加者からのデータまたは生物学的試料のいかなる収集および保管も、個人の権利およびガバナンスの原則を含む WMA 台北宣言に定められた要件に準拠すべきである。研究倫理委員会は、このようなデータベースおよびバイオバンクの設立を承認し、継続的な使用を監視しなければならない。同意を得ることが不可能または実行困難な場合、保管されたデータまたは生物学的試料に関する二次研究は、研究倫理委員会の審議と承認を得た後に限り行うことができる。

プラセボの使用

33. 新たな介入の利益、リスク、負担、および有効性は、これまで最善と実証されてきた介入の利益、リスク、負担、および有効性と比較して検証されなければならない。ただし、以下の状況の場合を除く。
- 実証された介入が存在せず、プラセボの使用または介入しないことが許容される場合、あるいは、
 - 説得力があり科学的に健全な方法論上の理由により、最善と実証されてきた介入以外の介入、プラセボの使用、または介入しないことが、ある介入の有効性または安全性を判断するために必要な場合で、かつ最善と実証されてきた介入以外の介入、プラセボの使用、または介入しないこととなる参加者が、最善と実証されてきた介入を受けなかった結果として重篤または回復不能な被害を受ける追加のリスクにさらされない場合。
- この選択肢の乱用を避けるため、細心の注意が払われなければならない。

研究終了後条項

34. 臨床試験に先立ち、資金提供者と研究者は、試験において有益かつ合理的に安全であると確認された介入をまだ必要とするすべての参加者に対して、資金提供者と研究者自身、医療制度、または政府が提供する試験終了後の措置を手配しなければならない。この要件の例外は、研究倫理委員会の承認を得なければならない。試験終了後の措置に関する具体的な情報は、インフォームド・コンセントの一部として参加者に開示されなければならない。

研究登録と結果の刊行および普及

35. 人間の参加者を含む医学研究は、最初の参加者を募集する前に、一般にアクセス可能なデータベースに登録されなければならない。
36. 研究者、著者、資金提供者、編集者、出版社はすべて、研究結果の公表と普及に関して倫理的義務を負う。研

究者は、人間の参加者が関与する自身の研究結果を公表する義務があり、自身の報告の適時性、完全性、正確性に責任を負う。すべての関係者は、倫理的な報告に関する一般に認められたガイドラインを遵守すべきである。肯定的な結果だけでなく、否定的な結果や結論が出ていない結果についても、公表またはその他の方法で一般に入手できるようにしなければならない。資金源、所属機関、利益相反は、公表の際に明示されなければならない。本宣言の原則に反する研究報告は、公表のために受理されるべきではない。

臨床における未実証の治療

37. すでに承認されている選択肢が不適切または効果がなく、また臨床試験への登録が不可能なため、実証されていない介入が個々の患者の健康を回復させたり苦痛を和らげたりする試みとして行われる場合、それは、その後安全性と有効性を評価するために設計された研究の対象とされるべきである。こうした介入に参加する医師は、まず専門家の助言を求め、起こりうるリスク、負担、利益を衡量したうえで、インフォームド・コンセントを得なければならない。また、適切な場合にはデータを記録し共有して、臨床試験に支障をきたさないようにしなければならない。これらの介入は、決して本宣言に定められた研究参加者の保護を回避するために行われることがあってはならない。

【出典】日本医師会webページ <https://www.med.or.jp/doctor/international/wma/helsinki.html>

(目的)

第1条 この規則は、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号。以下「動物愛護法」という。)、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。)、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。)に基づき、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」(平成18年日本学術会議作成。以下「ガイドライン」という。)を参考に、科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保を図る観点から、順天堂大学(以下「大学」という。)における動物実験等を適正に行うために、必要な事項を定めることを目的とする。

2 大学における動物実験等の実施(大学以外の機関等に委託等して実施する場合を含む。)については、動物愛護法、飼養保管基準、基本指針及び「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年総理府告示第40号)その他の法令等の定めによるほか、この規則の定めるところによる。

(基本原則)

第2条 動物実験等の実施は、動物愛護法及び飼養保管基準に従って、動物実験等の原則である代替法の利用(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。)、使用数の削減(科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすることをいう。)及び苦痛の軽減(科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。)の3R(Replacement、Reduction、Refinement)に基づくものとし、学長の承認を得て、適正に行わなければならない。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 実験動物を大学の教育、研究、試験又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設 実験動物を飼養(飼育)、保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験室 実験動物に実験操作を行う動物実験室をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養、保管又は大学の施設等に導入するために輸送(大学の施設等間の移動を含む。)している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等に従事するすべての者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち本学の教員で、動物実験計画の立案及び動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 施設管理者 実験動物及び施設等の管理を統括する者であって、当該施設等を管理する部門長又は学長が指名する者をいう。
- (10) 実験動物管理者 施設等において施設管理者を補佐し、実験動物を管理する者であって、実験動物に関する知識及び経験を有する者のうちから、施設管理者が指名する者をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験責任者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (12) 部門 動物実験等を行う学部、大学院研究科をいう。
- (13) 部門長 前号の部門の長をいう。
- (14) 管理者等 施設管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者をいう。

(15) 法令等 動物愛護法、飼養保管基準、基本指針、ガイドラインその他動物実験等に関して行政機関の定める法令等をいう。

(適用範囲)

第4条 この規則は、大学において実施される実験動物の生体を用いるすべての動物実験等に適用する。

2 動物実験責任者は、動物実験等の実施を大学以外の機関等に委託等する場合、委託先においても法令等に基づき、動物実験等が実施されることを確認しなければならない。

(学長の責務)

第5条 学長は、本学における動物実験等の実施に関する最終的な責任を有し、動物実験等の適正な実施のため、次の各号に掲げることを行う。

(1) 動物実験計画を承認すること。

(2) 動物実験計画の実施の結果を把握すること。

(3) 動物実験計画書、動物実験の履行結果及び次条第1項に定める順天堂大学動物実験等全学委員会の議事録等を保存すること。

(4) 施設等の設置及び変更を承認すること。

(5) その他適正な動物実験等の実施に必要な措置を講じること。

2 学長は、前項第1号から第4号に定める事項を、部門長等に委任することができる。

(動物実験等全学委員会等の設置)

第6条 学長は、順天堂大学バイオサイエンス安全管理規程第5条の定めに基づき、動物実験等を適正に行うため、順天堂大学動物実験等全学委員会（以下「全学委員会」という。）を置く。

2 部門長は、原則として、動物実験等部門委員会（以下「部門委員会」という。）を置く。ただし、当該部門において部門委員会を設置することが困難な場合には、他の部門に設置された部門委員会をもってこれに代えることができる。

(全学委員会)

第7条 全学委員会は、動物実験等に係る次の事項を審議又は調査し、学長に報告又は助言する。

(1) この規則及び順天堂大学動物実験等部門委員会規程（以下「部門委員会規程」という。）等の運用に関すること。

(2) 動物実験計画及び施設等の設置に関して、法律等、この規則及び部門委員会規程への適合性の判断について要請のあったこと。

(3) 部門長から学長に対して行われた動物実験等の実施状況に関する報告について、法律及び規則等への適合性に関すること。

(4) 動物実験等に係る自己点検・評価に関すること。

(5) 動物実験等における施設等及び実験動物の飼養保管に関する基本的なこと。

(6) 事故発生の際の必要な措置及び改善策に関する基本的なこと。

(7) その他適正な動物実験等の実施に関する重要なこと。

2 全学委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 部門委員会を設置している部門長

(2) 部門委員会委員長

(3) 前各号に定めるもののほか、学長が必要と認めた者

3 全学委員会に委員長を置き、大学院医学研究科長をもって充てる。

4 委員長は、全学委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

6 委員長は、全学委員会の審議結果を学長に報告するものとする。

7 全学委員会は、必要があると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

8 全学委員会は、必要に応じて持ち回り又は書面により開催することができる。

9 前各項に定めるもののほか、全学委員会の運営に関し必要な事項は、全学委員会が別に定める。

(部門委員会の組織)

第8条 部門委員会の組織については別に定める。

(飼養保管施設の設置)

第9条 施設管理者は、飼養保管施設を設置又は変更する場合には、飼養保管施設（設置・変更）承認申請書を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 学長は、前項の申請に基づき、全学委員会の審議及び調査を経て、承認又は非承認を決定し、その結果を当該施設管理者に通知する。

3 管理者等は、前項により承認を得た飼養保管施設でなければ、実験動物の飼養、保管又は動物実験等を行うことができない。

(飼養保管施設の要件)

第10条 前条第2項の承認に当たっては、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等であること。

(2) 実験動物の種・系統や飼養保管数等に応じた飼育設備を有すること。

(3) 床及び内壁等の清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄及び消毒等を行う衛生設備を有すること。

(4) 実験動物が逸走できない構造及び強度を有すること。

(5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(6) 当該飼養保管施設に専任の実験動物管理者が置かれていること。

(7) 当該飼養保管施設を主として当該部門が管理する以外の建物に設置する場合にあっては、当該建物を主として管理している部門長等の承認を得ること。

(8) 実験動物の飼養、保管及び動物実験等の実施に関係のない者が飼養保管施設に立ち入らないよう必要な措置がとられていること。

(実験室の設置)

第11条 施設管理者は、実験室を設置又は変更する場合には、実験室（設置・変更）承認申請書を提出し、学長の承認を得るものとする。

2 学長は、前項の申請に基づき、委員会の審議及び調査を経て、承認又は非承認を決定し、その結果を当該施設管理者に通知する。

3 管理者等は、前項により承認を得た実験室でなければ、動物実験等を行うことができない。

(実験室の要件)

第12条 前条第2項の承認に当たっては、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 実験動物が逸走できない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること。

(2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。

(3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(4) 当該実験室を主として当該部門が管理する以外の建物に設置する場合にあっては、当該建物を主として管理している部門長等の承認を得ること。

(5) 実験動物の飼養、保管及び動物実験等の実施に関係のない者が実験室に立ち入らないよう必要な措置がとられていること。

(施設等の維持管理及び改善)

第13条 施設管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験等の遂行に必要な施設等の維持管理及び改善に努めるものとする。

(施設等の廃止)

第14条 施設管理者は、施設等を廃止する場合は、施設等廃止届を学長に届け出るものとする。

2 施設管理者は、前項の場合、必要に応じて動物実験責任者及び実験動物管理者と協力し、飼養中又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めるものとする。

(マニュアル（標準操作手順書）の作成と周知)

第15条 施設管理者及び実験動物管理者は、飼養保管基準に基づき、飼養及び保管のマニュアル

(標準操作手順書)を作成し、動物実験実施者及び飼養者に周知するものとする。

(実験動物の導入)

第16条 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、法令等及びこの規則に基づき適正に管理されている機関より導入するものとする。

2 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、必要に応じて、適切な検疫及び隔離飼育等を行うものとする。

3 実験動物管理者は、実験動物の飼養保管環境への順化及び順応を図るための必要な措置を講じるものとする。

(記録管理の適正化及び報告)

第17条 実験動物管理者は、実験動物の入手先、飼育履歴及び病歴等に関する記録台帳を整備し、保存するものとする。

2 実験動物管理者等は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物については、名札、脚環、マイクロチップ等の装着等の識別装置を技術的に可能な範囲で講じるように努めるものとする。

3 実験動物管理者は、前項の記録に関し統計を行い、年度ごとに飼養又は保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告するものとする。

(譲渡等の際の情報提供)

第18条 実験動物管理者は、実験動物の譲渡に当たり、当該実験動物の特性、飼養又は保管の方法及び感染性疾病等の履歴に関する情報を譲渡先に提供するものとする。

(輸送)

第19条 実験動物管理者は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保並びに人への危害防止及び輸送用ケージ・輸送箱等からの逸走防止に努めるものとする。

(危害等の防止)

第20条 施設管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めるものとする。

2 施設管理者は、人に危害を加える等のおそれのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関及び部門長又は学長へ連絡するものとする。

3 施設管理者は、実験動物由来の感染症及び実験動物による咬傷等に係る予防に必要な措置を定めるとともに、万一発生した場合には速やかに必要な措置を講じるものとする。

4 施設管理者は、有毒動物の飼養又は保管に当たって、飼養保管基準に基づき人への危害の発生の防止のため、必要な事項を別に定めるものとする。

5 施設管理者及び実験動物管理者は、実験動物の飼養、保管及び動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じるものとする。

(緊急時の対応)

第21条 施設管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置又は計画等をあらかじめ作成し、実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者及びその他関係者に対して周知を図るものとする。

2 施設管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めるものとする。

(人と動物の共通感染症に係る知識の習得等)

第22条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集に努めること。また、施設管理者、実験動物管理者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において必要な措置を迅速に講じることができるよう、公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めること。

(自己点検・評価等)

第23条 全学委員会は、第7条第1項第4号の定めに基づき動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を定期的に行い、必要に応じ管理者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。

2 全学委員会は、必要に応じ自己点検・評価の結果について、学外の者に検証を求めることができる。

(情報公開)

第24条 全学委員会は、動物実験等に関する情報（学内関係規則等、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価及び検証の結果等に係る記録等）のうち必要な事項を毎年1回程度公表するものとする。

(特例措置)

第25条 動物実験実施者の所属する部門の組織規模等の事由により、当該部門でこの規則に定める事項を行うことができない場合において、当該部門長と他の動物実験等に関する部門長の協議を経て、学長が必要と認めたときは、当該動物実験実施者を他の動物実験等に関する部門の所属とみなし、この規則を適用することができるものとする。

(事務)

第26条 全学委員会に関する事務は、研究戦略推進センターが担当する。

(雑則)

第27条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

2 この規則の改廃は、全学委員会の議を経て、理事会の承認を得て学長が行う。

附 則

1 この規則に関する様式は別に定める。

2 この規則は、平成20年8月1日から施行する。

3 「順天堂大学医学部動物実験に関する指針」（平成元年9月21日学第1—9—3号）及び「順天堂大学さくらキャンパス〔スポーツ健康科学部・大学院スポーツ健康科学研究科・医学部（一般教育）〕における教育・研究のための動物実験に関する指針」（平成2年1月20日学第1—18—1号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。